

第2次四万十市男女共同参画計画

しまんと男女共同参画プラン



男女がともに輝き お互いを認め合う
きらめくまちづくり

2018年3月
高知県 四万十市

第2次 四万十市男女共同参画計画

－ しまんと男女共同参画プラン －

平成30年3月

高知県 四万十市

はじめに



男女共同参画社会は、男女が性別にかかわらず、自らの意志によって個人の能力と個性を最大限発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担い、一人ひとりが個性豊かに生き生きと暮らしていける社会です。

四万十市では、平成 19 年度に 10 年間の計画である「四万十市男女共同参画計画～しまんと男女共同参画プラン」を策定し、5 年後の平成 24 年度に計画の見直しを行い様々な取組を推進してきました。このたび計画期間の満了に伴い、社会を取り巻く環境の変化や国・県の計画をはじめ、本市の他の計画との整合性にも配慮し、前計画における取り組みの点検・評価結果や市民・事業所アンケート調査の結果の課題・問題点を踏まえながら、より本市の実情に合わせた、実効性のある計画とすることを目的として、計画の改訂を行いました。

性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、本計画の基本理念を「男女がともに輝き お互いを認め合う きらめくまちづくり」と定め、基本理念の現実に向けて、「ともに育む～お互いを尊重し合う意識づくり」「ともに輝く～ともに担う豊かなまちづくり」「ともに生きる～安心して安全に暮らせる共生のまちづくり」の 3 つを基本目標に掲げています。

この計画は、前計画と同様にDV防止法に基づく市町村基本計画として位置付けるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策は、新たに女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、市や関係機関をはじめ企業・団体における取組の促進についても、積極的に取り組むこととしています。

なお、この計画を進めていくために、市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性を理解し、職場、学校、地域社会など、あらゆる分野において男女が共に参画できるよう、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画の改訂に当たり、四万十市男女共同参画推進協議会をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月

四万十市長 **中平 正宏**

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の主旨	1
【2】計画策定の背景	2
1 男女共同参画社会について	2
2 国際的な動向	3
3 国の動向	4
4 高知県の動向	6
第2章 計画の概要	7
【1】計画の位置付け	7
【2】計画の期間	8
【3】計画の策定方法	8
1 四万十市男女共同参画推進協議会	8
2 アンケート調査の実施	8
第3章 本市の現状	9
【1】人口等の状況	9
1 人口・世帯数の動き	9
2 年齢別人口構成	10
【2】婚姻や就労等の状況	11
1 未既婚の状況	11
2 年齢別就業率	12
3 世帯構成	13
4 ひとり親家庭	13
【3】前計画の検証からみた課題	14
第4章 計画の基本的な考え方	23
【1】基本理念	23
【2】基本目標と基本方針	24
【3】施策の体系	25
第5章 施策の展開	26
【1】人権の尊重と男女共同参画の理解促進	26
1 男女平等の視点に立った人権の尊重	26
2 男女共同参画の理解促進と意識の向上	29
【2】学びの場における男女共同参画の推進	32
1 多様な学習機会の提供	32
2 男女平等の視点に立った教育の推進	33
【3】政策や方針決定への女性の参画推進	35
1 政策や方針決定過程への女性活躍の場の充実	35
2 女性の人材育成と活躍の促進	39

【4】働く場における男女共同参画の推進 -----	42
1 雇用の場における男女共同参画の推進 -----	42
2 農林水産業や自営業等における意識づくり -----	46
【5】仕事と家庭の両立支援 -----	48
1 ワーク・ライフ・バランスの推進 -----	48
2 子育てや介護を支援する環境づくり -----	50
【6】地域における男女共同参画の推進 -----	52
1 地域活動における男女共同参画の推進 -----	52
2 様々な地域活動分野への女性の参画促進 -----	53
【7】あらゆる暴力を根絶するまちづくり -----	56
1 暴力を許さない社会づくり -----	56
2 安心できる相談・支援体制の充実 -----	58
【8】生涯にわたる男女の健康づくり -----	60
1 母子保健の推進 -----	60
2 生涯にわたる健康づくりの推進 -----	62
【9】ともに支え合う福祉環境づくり -----	64
1 高齢者や障害者等への支援 -----	64
2 誰もが安心できる福祉環境の充実 -----	66
第6章 計画の推進 -----	68
1 庁内推進体制の充実 -----	68
2 職員の理解促進 -----	68
3 計画の進行管理 -----	68
4 計画推進に当たっての数値目標 -----	69
資料編 -----	72
1 四万十市男女共同参画推進協議会条例 -----	72
2 四万十市男女共同参画推進協議会委員名簿 -----	74
3 四万十市人権尊重の社会づくり条例 -----	75
4 男女共同参画社会基本法 -----	77
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 -----	81
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 -----	90

第1章 計画の策定に当たって

【1】計画策定の主旨

女性も男性も、お互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指した「男女共同参画社会基本法」が施行されて、18年が経過しました。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、あらゆる場における女性の活躍の動きが拡大し、男女の仕事と生活や女性のライフスタイルを取り巻く環境は、大きく変化しています。平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」と表記）が成立し、女性が自分らしく活躍できる環境の整備が進められています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成19年度に策定した「四万十市男女共同参画計画～しまんと男女共同参画プラン」の後期実施計画に当たる、「四万十市男女共同参画計画（新・しまんと男女共同参画プラン）」（以下「前計画」と表記）を平成24年度に策定しました。この計画は、男女共同参画社会の実現を目指すための指針及び行動計画として位置付けられ、本市においても、男女共同参画社会の形成を目指し、様々な取組を進めてきたところです。

前計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象期間とした計画で、このたび計画期間の満了に伴い、新たな計画「第2次 四万十市男女共同参画計画（しまんと男女共同参画プラン）」（以下「本計画」と表記）を策定します。

本市においては、少子高齢化のさらなる進行や、日常生活における様々な環境が変化する中、活力ある社会を構築していくためには、男女が共にあらゆる分野において自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された社会をつくること、ますます重要な課題となっています。

本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、前計画における取組の点検・評価結果をはじめ、市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、近年の社会情勢等を踏まえ、より実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針と具体的事業等を示すものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、生命と人権や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」と表記）に基づく市町村基本計画として位置付けます。

【2】計画策定の背景

1 男女共同参画社会について

男女共同参画社会基本法は、日本国憲法における「個人の尊重（全ての国民が法の下に平等であること）」の考え方に基づき、次の5つの基本理念を掲げています。

■男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（要約）■

男女の人権の尊重

●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保する。

社会における制度又は慣行についての配慮

●固定的な役割分担意識にとらわれず、男女共に様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。

政策等の立案及び決定への共同参画

●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。

家庭生活における活動と他の活動の両立

●男女が対等な家族の一員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。

国際的協調

●男女共同参画づくりのために、国際的協調の下に歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

男性も女性も性別にとらわれることなく、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会づくりが、その目指す方向とされています。

2 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な取組は、国際連合を中心として推進され、昭和 47 年（1972 年）の国連総会では、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とすることが宣言されました。

その後、平成 28 年（2016 年）の第 60 回国連婦人の地位委員会においては、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」を優先テーマに、加えて「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」についての協議等が行われており、女性の地位向上を目指した国際的な取組は、現在も継続して積極的に進められています。

しかし一方では、平成 29 年（2017 年）11 月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 144 か国中 114 位という結果で、OECD 諸国の中でも非常に低い結果となっています。わが国がこのような低水準にある理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

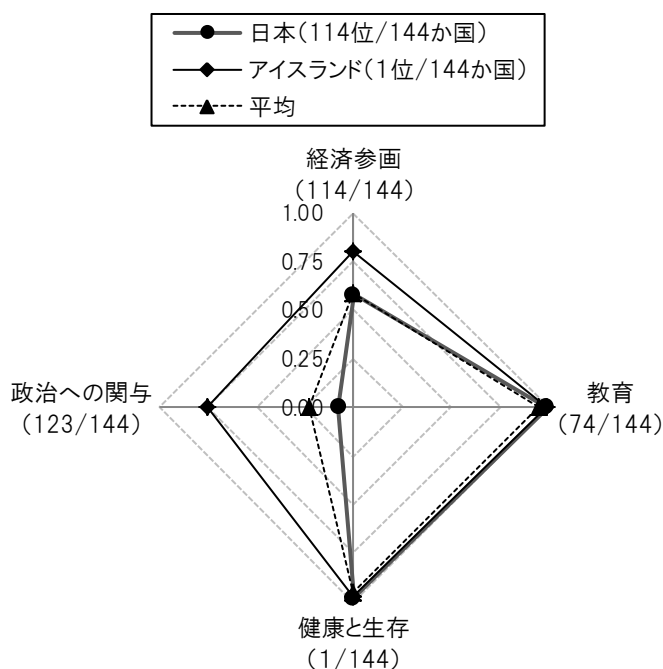
■ ジェンダー・ギャップ指数（2017） ■

主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
↓		
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
↓		
49	米国	0.718
↓		
71	ロシア	0.696
↓		
82	イタリア	0.692
↓		
100	中国	0.674
↓		
114	日本	0.657
↓		
118	韓国	0.650

資料: The Global Gap Report 2017

■ ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較 ■



※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。

3 国の動向

(1) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と表記）を策定しています。

「第4次計画」では、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「男性」の視点を横断的にし、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。

また、次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

■第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会■

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

(2) 女性活躍推進法の施行

平成27年9月に施行された「女性活躍推進法」により、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村は基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することになります。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

■女性活躍推進法の3つの基本原則■

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

(3) 子育て支援の推進

平成27年度から「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。幼児期の保育・学校教育が質及び量共に確保され、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。次世代育成支援対策推進法は期間延長されたほか、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のさらなる推進が求められています。

本市においても平成27年3月に「四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援施策を推進しているところです。

(4) 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正

「DV防止法」の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」と表記）は平成25年7月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

(5) 防災計画等における男女共同参画の視点

国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭などへ配慮することや、応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに、国の第4次男女共同参画基本計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」が組み込まれました。

4 高知県の動向

高知県では、平成28年3月に、平成28年度からの5年間を計画期間とする、「こうち男女共同参画プラン（高知県男女共同参画計画）」を策定し、その中に「高知県女性活躍推進計画」を新プランと一体的に策定し、女性活躍推進法の掲げる目的を達成するために必要な取組を進めていくこととしています。

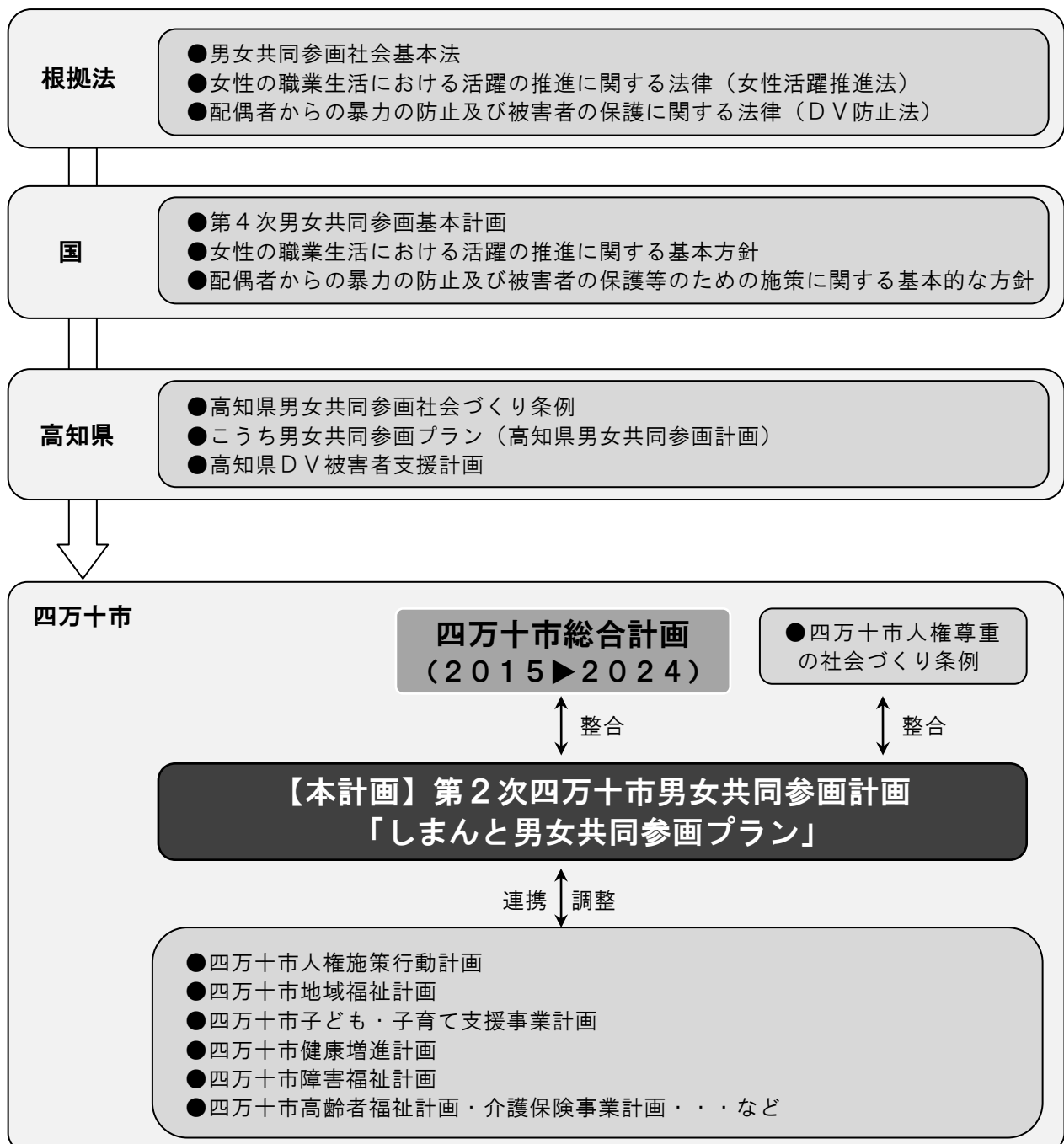
■こうち男女共同参画プラン「取組の体系」■

【テーマ1】 意識を変える	(1) 男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度・慣行の見直し ②メディアにおける男女共同参画の推進 ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
	(2) さまざまな場での意識を変える	①家庭における男女共同参画の推進 ②学びの場での男女共同参画教育の推進 ③働く場での意識啓発 ④地域での意識啓発
【テーマ2】 場をひろげる	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①行政への女性の参画の促進 ②団体・組織への女性の参画の促進
	(2) 働く場をひろげる	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ②多様なニーズに応じた就労支援 ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進
	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野での男女共同参画の拡大
【テーマ3】 環境を整える	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	①男女がともに働きやすい職場づくり ②地域における子育て・介護支援の充実 ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり
	(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援
	(3) 生涯を通じたからだところの健康支援	①自己決定の尊重 ②生涯を通じた健康支援
	(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶

第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の総合計画や「四万十市人権尊重の社会づくり条例」をはじめとする、関連他計画との整合や調整に配慮して策定しています。



【2】計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。中間年度に当たる平成 34 年度に、それまでの取組の評価・見直しを行います。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定方法

計画の策定については、アンケート調査を通して実態や意見等を把握するとともに、様々な見地から意見をいただくために、「四万十市男女共同参画推進協議会」の開催や、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

1 四万十市男女共同参画推進協議会

計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体・組織の関係者などから構成される「四万十市男女共同参画推進協議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たり、本市在住の 18 歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	四万十市 男女共同参画に関する 市民意識調査	四万十市 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査
調査対象	18 歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成 29 年 2 月	平成 29 年 2 月
配布数	2,000 人	200 件
有効回収数	750 人	70 件
有効回収率	37.5%	35.0%

第3章 本市の現状

【1】人口等の状況

1 人口・世帯数の動き

本市の人口は、平成29年で34,530人と、平成24年の35,853人から約1,300人減少しており、平成24年を100.0とした指数で見ると96.3となっています。一方、世帯数は横ばいに近い微増で推移しており、平成29年では16,505世帯（平成24年を100とした場合101.4）となっています。

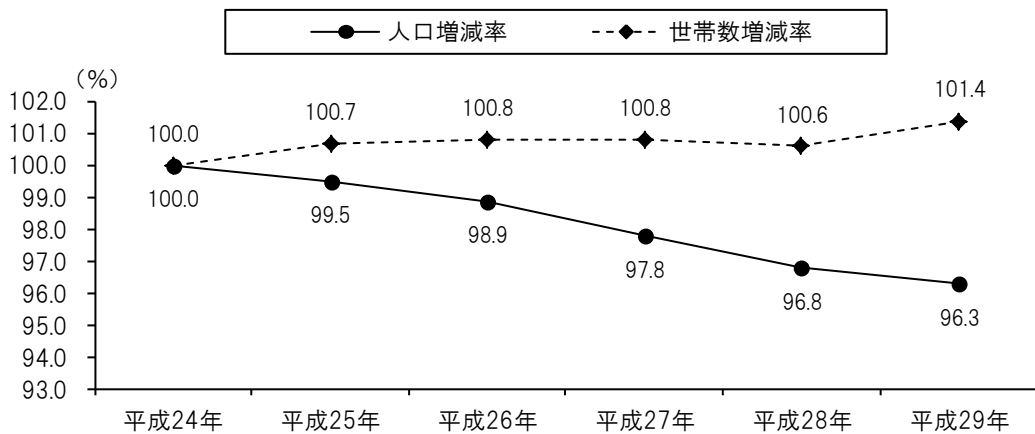
1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成24年の2.20人から平成29年では2.09人と、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口(人)	35,853	35,665	35,450	35,064	34,688	34,530
世帯数(世帯)	16,273	16,381	16,404	16,401	16,370	16,505
世帯人員(人/世帯)	2.20	2.18	2.16	2.14	2.12	2.09
人口増減率(%)	100.0	99.5	98.9	97.8	96.8	96.3
世帯数増減率(%)	100.0	100.7	100.8	100.8	100.6	101.4

注：増減率は、平成24年を100.0とした場合の各年の割合を示す。
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

【人口・世帯数増減率】

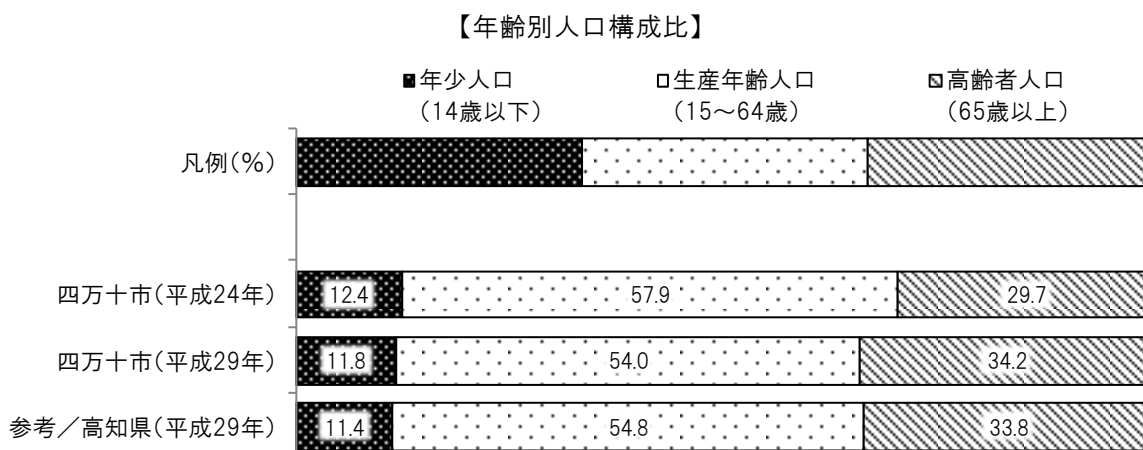


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 年齢別人口構成

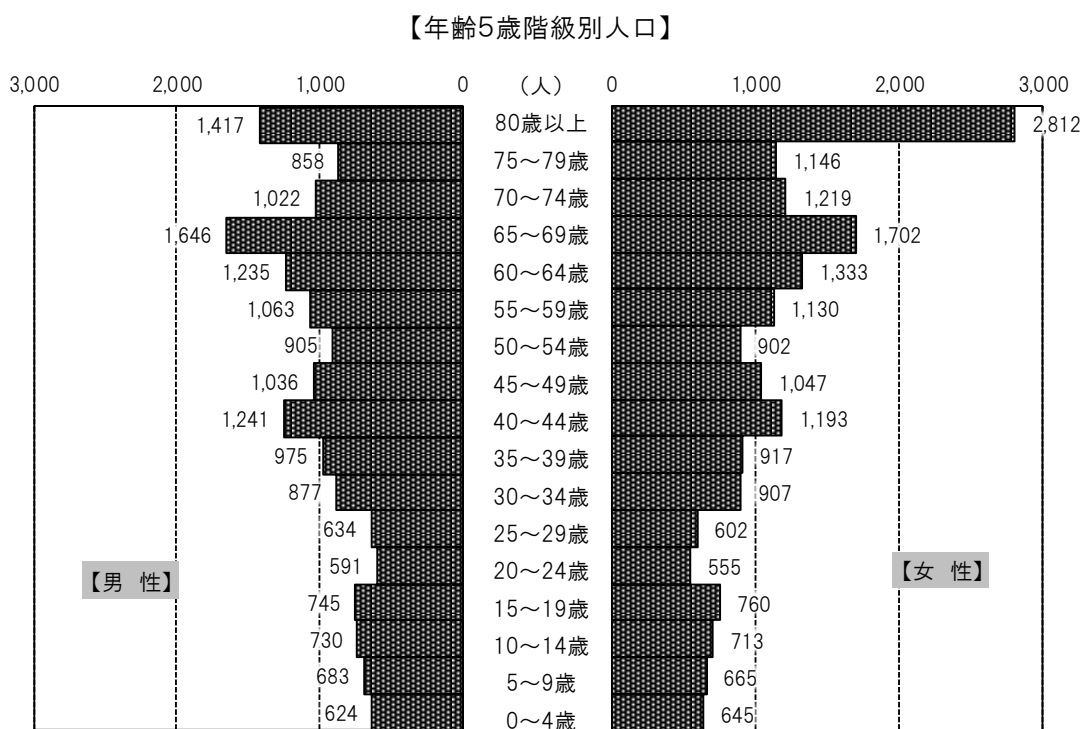
年齢別の人口構成比をみると、平成29年では年少人口（14歳以下）は11.8%、生産年齢人口（15～64歳）は54.0%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は34.2%と、高齢化率は高知県の平均をやや上回り、およそ3人に1人の割合となっています。

高齢化率が増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかな減少で推移しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に60歳代後半の、いわゆる「団塊の世代」が多くなっています。70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、特に80歳以上では大きな差がみられます。



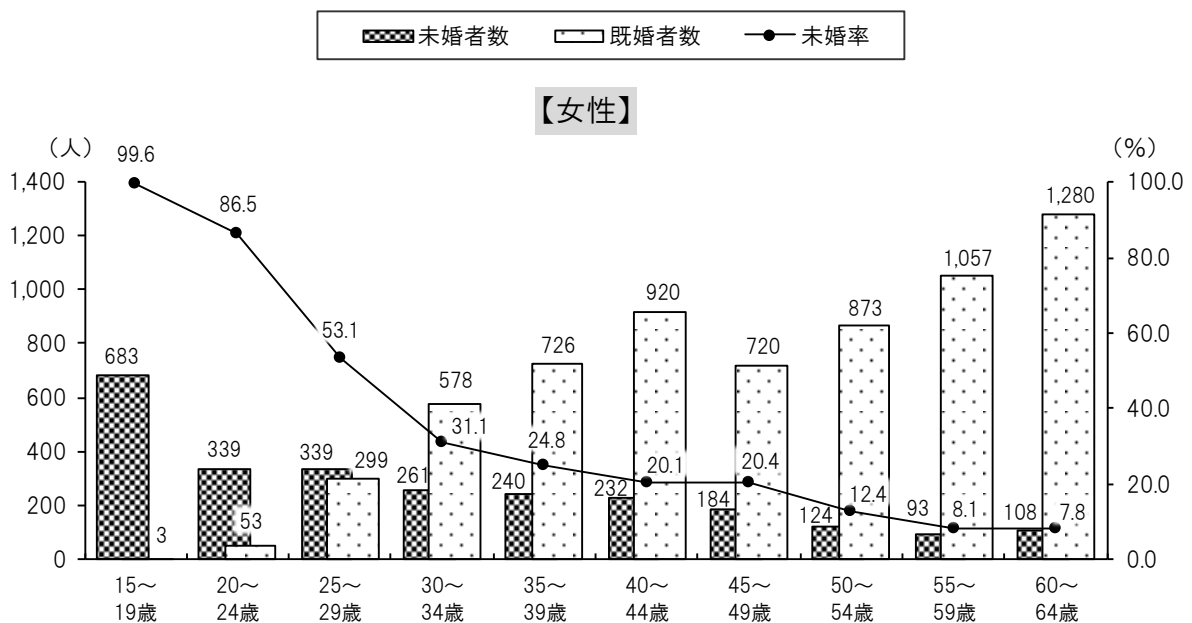
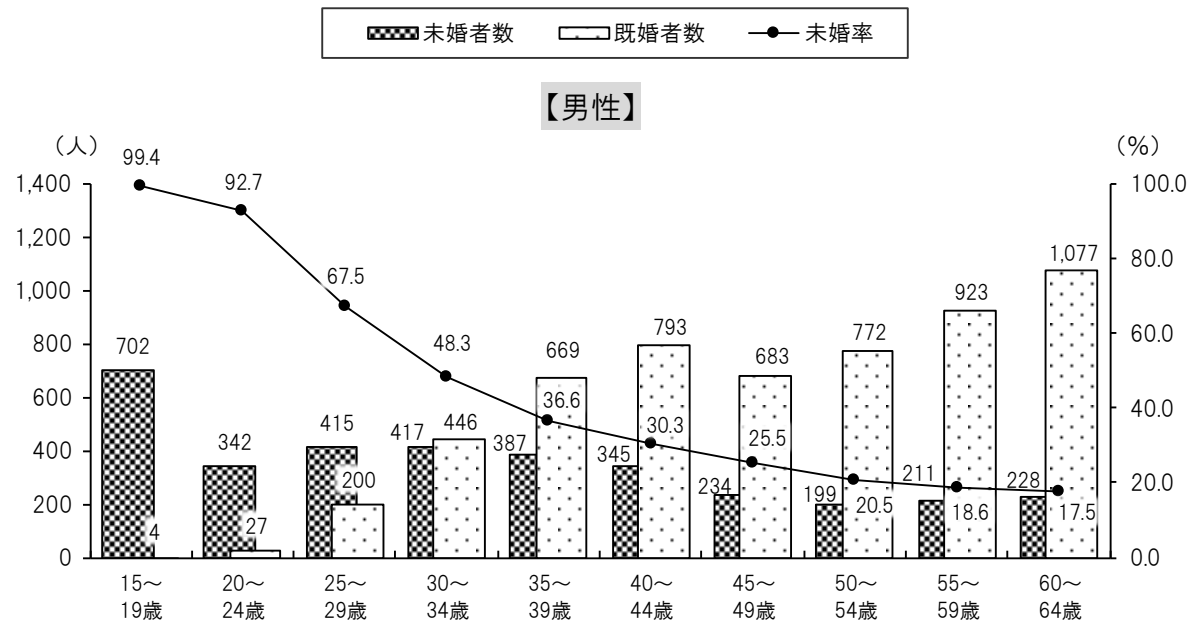
資料：住民基本台帳(平成29年3月末現在)

【2】婚姻や就労等の状況

1 未既婚の状況

本市の未既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代の前半になると逆転することから、この年代が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。女性の場合も、30歳代の前半に逆転していますが、男性に比べ既婚者数が大幅に増加しています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



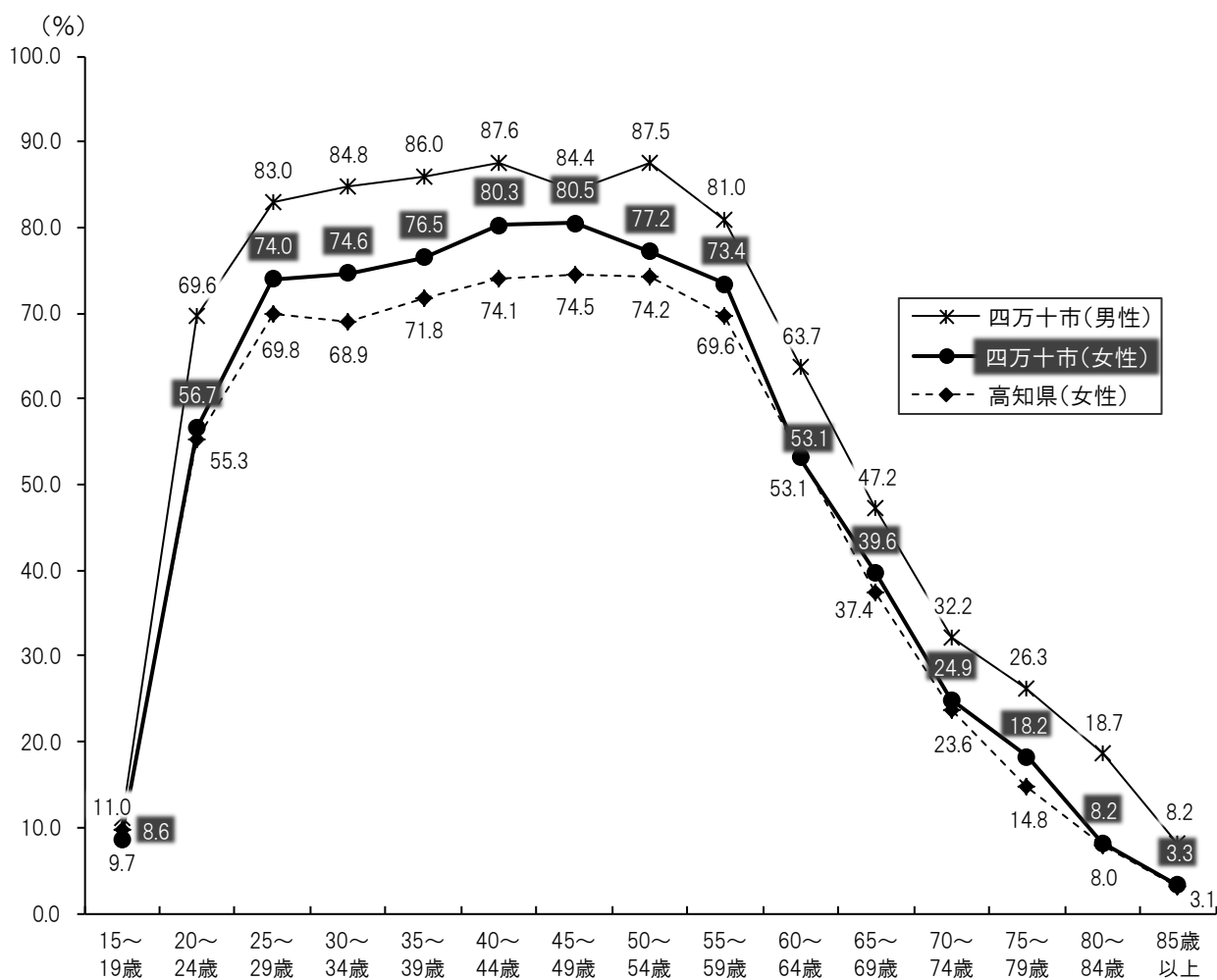
資料：国勢調査(平成27年)

2 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、25歳から40歳代の後半にかけて年齢が上がるほど就業率もおおむね増える傾向にあります。60歳代になると定年等を背景に就業率は大きく減少してきます。

高知県の平均に比べ、全体的に就業率は各年齢層共に高くなっています。いわゆる「M字カーブ」の状況はうかがえず、本市は女性の就労者が多いことが分かります。

【年齢別就業率(労働力人口比率)】

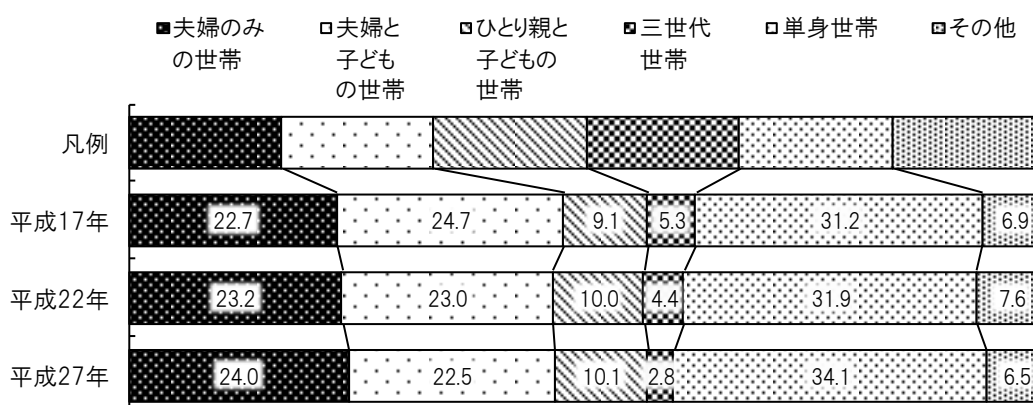


資料:国勢調査(平成27年)

3 世帯構成

世帯構成について、平成 17 年から平成 27 年までの推移でみると、「夫婦のみの世帯」や「単身世帯」などが増加傾向にあり、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少しており、ここでも世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

4 ひとり親家庭

本市の場合、ひとり親家庭については、平成 27 年で 328 世帯となっており、その大半を母子世帯で占めています。母子世帯については、就労や経済面で厳しい状況にある家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業支援など総合的な自立支援対策が必要です。また、父子家庭についても子どもの養育や家事など生活面において課題を抱える場合が多く、社会的な支援が必要となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
ひとり親家庭(合計)	321	336	328
母子世帯数	284	297	287
父子世帯数	37	39	41

資料：国勢調査

【3】前計画の検証からみた課題

男女共同参画の事業分野は、単に周知のための広報・啓発活動にとどまらず、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、前計画に基づき実行している施策や事業について、個別に点検や評価を行っています。所轄する担当課においてその進捗状況を点検し、個別の問題点や課題を整理することによって、その後の取組に反映させることとしています。

以下に、前計画における取組内容の点検・評価結果からみた課題を、9つの基本方針と施策ごとに整理します。

基本方針【1】人権尊重・男女共同参画の意識づくり

施策の方向	1 人権尊重の意識づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none">・ 人権ふれあい講座、人権教育推進講座の実施・ 「四万十市人権教育研究大会」の開催・ 「人権の花」づくり運動・ 人権フェスティバルの実施
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none">・ 参加人数の伸び悩み。参加者数を増やす対策が必要。・ 指導者の養成を図るため実施している人権教育推進講座は、受講生が少ない。・ 人権研究大会の講師の人選や研修会において、活発な意見が出にくい場合の対応。・ 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた「人権の花」づくり運動の充実。

施策の方向	2 男女共同参画の意識啓発
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の啓発ポスター貼付、チラシの配布 ・「男女共同参画社会」啓発記事の広報紙への掲載 ・市民等を対象とする「人権ふれあい講座」の開催 ・「新・しまんと男女共同参画プラン」の策定と周知 ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・人権問題について幅広く学べる学習環境づくり ・市職員研修として、人権教育推進講座の実施 ・「こうち人づくり広域連合」が実施した「男女共同参画セミナー」への職員の参加促進
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会実現に向けた、継続的な意識啓発が必要。 ・参加人数の伸び悩み。参加者数を増やす対策が必要。 ・指導者の養成を図るため実施している人権教育推進講座は、受講生が少ない。 ・男女共同参画セミナーへの積極的な参加促進が必要。

基本方針【2】学びの場における男女共同参画の推進

施策の方向	1 多様な学習機会の提供
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ふれあい講座、人権教育推進講座の実施 ・学校におけるキャリア教育の実施
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数の伸び悩み。参加者数を増やす対策が必要。 ・児童・生徒への職場体験学習や、地域での体験学習を取り入れ、人権を尊重する意識を、より一層高めていくことが必要。

施策の方向	2 男女平等の視点に立った教育の推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・性別に関わりなく主体的な選択を可能にするための、個性や能力を尊重した教育及び進路・生徒指導の推進 ・親としての役割や夫婦の家事のあり方について学習する機会の提供 ・男女共同参画の意識の下、子育てをする家庭環境への理解の促進 ・女性に集中しがちな問題点や家族で協力し合うことの大切さについて考え、家族の一員として協力しようとする意欲を育む教育の推進 ・同性や異性を大切にする心を育む教育の推進 ・思春期の男女が、正しい性知識が得られるよう情報の発信及び学習の場の充実
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に対して主体的に学習に取り組むことができる指導計画の作成及び効果的な学習教材の開発が必要。 ・人権課題について、小中学校の連携が必要。 ・児童・生徒の発達段階や性の違いに配慮した学習展開が必要。

施策の方向	3 人権教育等の推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身や他者の生命・人権を尊重し、いじめや差別をしない子どもの育成に向けた人権教育の推進 ・女性、子ども、高齢者、同和問題、障害者、HIV感染者、外国人などに関する人権課題から深く学ぶことを基本に、子どもの人権意識を育む教育の推進 ・メディアを主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の向上 ・児童・生徒にいのちの大切さを育てる教育の推進 ・中学校における「思春期ふれあい体験学習」の実施
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育年間指導計画への適切な位置付け。 ・教員のメディア・リテラシーの向上に向けた研修の充実。 ・効果的な授業の実践、関係機関との連携。 ・「思春期ふれあい体験学習」の内容の充実。

基本方針【3】男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の方向	1 暴力を許さない社会づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等の暴力防止・相談体制の周知 ・人権ふれあい講座、人権教育推進講座の実施 ・中村警察署、中村地区地域安全協会、幡多広域消費生活センター等と連携した広報・啓発活動の実施 ・西土佐地域内への街路灯の設置
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・DVやストーカー、ハラスメントの周知を図るため、継続した取組が必要。 ・参加人数の伸び悩み。参加者数を増やす対策が必要。

施策の方向	②安心できる相談・支援体制づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・関係機関と連携した相談支援体制の充実 ・個別ケース会議の開催 ・住民基本台帳、戸籍に関する証明発行に係る支援措置の運用 ・「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」における関係機関等との連携
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける職員のスキルアップ。 ・個人情報の取扱いへの配慮。 ・より具体的で将来を見据えた要保護児童・生徒支援策の検討。

基本方針【4】働く場における男女共同参画の推進

施策の方向	1 働き続けやすい職場づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女雇用機会均等法や労働基準法等に関する資料等を、「働く婦人の家」の窓口に設置 ・ 人権教育推進講座・人権教育研究大会の実施 ・ 育児・介護休業法改正についての周知と、パンフレットの窓口設置 ・ ハローワークから提供される求人情報の窓口設置
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課やハローワークと連携した、市内事業所等へのさらなる啓発 ・ 市内事業所の講座への参加促進。

施策の方向	2 多様な働き方への支援
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業支援計画や産業振興補助金による女性の起業や事業拡大の支援 ・ Uターン、Iターン者への起業支援 ・ 地域おこし協力隊退任後の定住促進 ・ 広報紙等による講座や研修会等の周知及び制度の普及・啓発 ・ 女性職員の積極的な登用
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の起業家に関する情報が少ない。 ・ 定住につながる起業支援の在り方の検討が必要。 ・ 退任した地域おこし協力隊の定住を促進する支援が必要。 ・ 国・県からの情報の積極的な入手が必要。 ・ 女性職員の継続的な登用。

施策の方向	3 農林水産業や自営業等における意識づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な技術と経営感覚を持った担い手育成のための研修機会等の充実 ・ 家族経営協定についての啓発 ・ 関係団体と連携した男女共同参画についての啓発・情報提供 ・ 地域や関係団体等と連携したイベントの運営、地場産品や食料品販売を通じた来訪者との交流
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定についての継続的な啓発。 ・ 天候に左右されるイベントの来客数への対応策の検討。

基本方針【5】仕事と家庭の両立支援

施策の方向	1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙による制度の普及・啓発の実施 ・ 育児・介護休業法改正についての周知とパンフレットの窓口設置 ・ 「男女共同参画社会」をテーマとする講演や「男性の料理教室」等を通じた啓発活動の実施
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課やハローワークと連携した、市内事業所等へのさらなる啓発 ・ 市内事業所の講座への参加促進。 ・ ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透。 ・ 若者の研修への参加促進。

施策の方向	2 子育てや介護を支援する環境づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児相談への対応 ・ 親子ふれあい活動、育児学習会、園庭開放等の実施 ・ 子育て支援ネットワークの構築、子育て情報の収集と提供 ・ 延長保育及び障害児保育の実施 ・ 子育て支援をしているボランティア団体や子育て応援団の定例会への出席 ・ 育児・介護休業法改正についての周知とパンフレットの窓口設置
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた子育て支援の実態の把握。 ・ 地域の実情に応じた保育所等の役割の見直し。 ・ 地域住民との協働による子育て支援環境の整備。 ・ 会員の高齢化に伴い、活動している会員が限られることへの対応。 ・ 男女共同参画社会実現に関する啓発。

基本方針【6】地域における男女共同参画の推進

施策の方向	1 地域活動等における男女共同参画の推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの場（団地餅つきなど）男女共同作業 ・ 地域の高齢者の食を考える研修会の実施 ・ 高齢者の冬場における介護用品手作り研修・老人福祉施設へのボランティア活動に係る研修・生活習慣病の予防について協議 ・ 「男性の料理教室」等を通じた啓発活動の実施 ・ 働く婦人の家事に係る運営委員会の設置
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの場としての、支援希望地区が少ないことへの対応。 ・ ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透。 ・ 若者の研修への参加促進。 ・ 男女共同参画社会実現に関する啓発不足への対応。

施策の方向	2 ボランティア活動の支援
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十市社会福祉協議会との連携による、ボランティア活動の推進 ・ 社会福祉協議会と連携した、高齢者のボランティア活動の場の創出
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの場としての、支援希望地区が少ないことへの対応。 ・ 補助金による成果指標の明確化。

施策の方向	3 男女共同の防犯・防災体制づくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十市通学路交通安全プログラムに基づく、児童・生徒が安全に通学できる取組 ・ 高齢者対象の防犯・交通安全教室開催 ・ 保育所、中学校での交通安全・防犯教室開催 ・ 地域の子どもの見守り活動実施 ・ 少年補導センター巡回活動 ・ スクールガードリーダーによる巡回活動 ・ 女性の視点を生かした避難所運営マニュアルの作成 ・ 災害を女性視点で考える講演会の実施 ・ 防災と人権についての研修実施 ・ 自主防災組織の設立、育成 ・ 支え合いの地域づくり事業を利用した地域の見守り、支援等の実施
点検・評価結果からみた今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四万十市通学路交通安全プログラムの検証。 ・ インターネット利用に起因する犯罪被害に対する啓発活動の推進。 ・ 各避難所の運営マニュアルを作成するに当たっての女性の参加促進。 ・ 災害についての研修会の講師の確保。 ・ 地区婦人会等への勉強会の周知。 ・ 独自の視点が持てる女性防災士の育成。 ・ 要配慮者の数に応じた、福祉避難所として対応できる施設の検討 ・ 自主防災組織の防災に対する意識の向上。 ・ 支え合い地域づくり事業を利用した見守り、支援について、市内全域での実施に向けた推進・啓発活動。

施策の方向	4 自然と文化を大切にすまちづくり
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・しまんとAⅠ普及活動（講演、手作り体験会、出前授業など）の実施 ・環境学習「水辺の楽校」開催及び感想絵日記展開催 ・四万十川ガキ体験事業 ・みんなでマイバッグ宣言の実施 ・オリジナルマイバッグ、レジ袋削減協力募金箱の作製 ・環境イベント「おたのしみマイバッグ day2016」開催 ・子どもエコ教室開催 ・レジ袋削減活動、四万十川清流保全活動の周知用パネルの作製 ・グリーンカーテンの設置による地球温暖化防止の取組 ・伝統行事「大文字送り火」補助の実施 ・市民病院周辺の市道について、バリアフリー仕様の歩道を整備 ・障害者に適応した居住環境の整備に対して補助金を支給
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋辞退率低下の原因と対策の検討が必要。 ・小京都のまちなみ景観を図るための市民への意識啓発が必要。

施策の方向	5 国際協力と平和活動の推進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進講座において「外国人の人権」の講演開催 ・在住外国人への日本語学習会に係る会場を提供 ・国際交流員を通じた異文化情報発信による理解の促進 ・企業・団体等啓発研修会支援事業実施 ・「人権尊重の社会づくり協議会」設置 ・「社会を明るくする運動」の実施
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・主に法務局が行う相談業務のPRの促進。 ・在住外国人が少ないことによる情報の少なさへの対応。 ・行政職員等の人権意識向上に資する研修への参加促進。

基本方針【7】政策や方針決定の場における男女共同参画の推進

施策の方向	1 方針決定過程への女性の活躍の場の充実
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や各種団体に対する人権講座への参加呼びかけ ・職業能力研修会等の案内文書を窓口を設置
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会実現に関する啓発。 ・関係課やハローワーク等と連携した市内事業所等への啓発。 ・ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透。

施策の方向	2 審議会等における女性の参画促進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員、学校再編検討委員会委員への女性登用 ・幡多公設地方卸売市場運営審議会委員へ女性登用 ・固定資産評価審査委員会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員への女性登用 ・階層別研修や能力向上研修など各種研修の実施
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性登用の推進。 ・職員研修の充実。

基本方針【8】生涯を通じた男女の健康づくり

施策の方向	1 母子健康の保持と増進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保健分野の学習で、性とどのように向き合うかの理解を促進 ・母子手帳交付時の面談 ・保健師等の新生児家庭訪問 ・児童・生徒にいのちの大切さを育てる教育 ・子育て支援センターぽっぽと連携した、生活リズムや離乳食の講座の実施
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の発達の段階を踏まえることや、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を図ることが必要。 ・産前の関わりが不十分。 ・効果的な授業実践の普及、関係機関との連携。

施策の方向	②健康増進の機会づくりと啓発
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進 ・ライフステージに応じた健康づくりの推進 ・各種健康診査等の推進 ・こころの健康づくりの支援 ・性感染症に関する学習機会の充実 ・飲酒・喫煙等の健康被害に関する学習機会の充実 ・スポーツ・レクリエーション活動への参加促進
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・食育講座の内容の充実。 ・児童・生徒の発達の段階を踏まえることや、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を図ることが必要。 ・健診の受診促進。

基本方針【9】ともに支え合う福祉環境づくり

施策の方向	1 高齢者や障害者への支援
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の活動の場の充実 ・ 高齢者・障害者の自立支援 ・ 健康づくり・地域福祉の推進 ・ 介護・福祉相談体制の充実 ・ ネットワーク体制の充実 ・ 人権尊重の教育と啓発の推進
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブの効率的な運営。 ・ シルバー人材センター事業の拡大。 ・ 高齢者自立支援やサービス、相談窓口の周知。 ・ 健康・福祉地域推進事業を市内全地区で取り組む。

施策の方向	2 総合的な福祉サービスの充実
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等職業訓練促進給付金事業等 ・ 相談内容に応じ、関係機関と連携した問題の解決や支援 ・ 障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等、地域生活に必要な相談支援の実施 ・ 介護の相談体制の充実 ・ 消費者被害相談対応及びチラシ配布による周知
点検・評価結果から見た今後の課題（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用ニーズの把握。 ・ 対象者が適切にサービスを利用できるよう周知が必要。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

前計画においては、基本理念として「人権の尊重と男女の平等」を目指す方向として掲げています。本市ではこの理念に基づき、人権尊重の理念を社会に根付かせ、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきました。

前計画は平成19年度に策定しましたが、その後、平成27年3月に、本市における政策の最上位計画である「四万十市総合計画」を策定しています。「四万十市総合計画」においては、まちの将来像を「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市（～“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のあるまちづくり～）」と定めています。これは、本市の財産である、豊かな自然環境を磨き輝かせるとともに、それを育む人のつながりを強めることで、本市の産業の活力、人の元気・笑顔を生み出す原動力とし、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちを創造していく、という考え方を示しています。

また、同じ平成27年3月には、本計画と関連性が深い「第二次 四万十市人権施策行動計画」を策定し、その基本理念を「認めあい 支えあう 優しさあふれる まちづくり」と定め、人権施策のさらなる活動を推進しています。

本計画においては、前計画の目指す方向を踏襲しつつ、「四万十市総合計画」「第二次 四万十市人権施策行動計画」の理念を踏まえ、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

● 本計画の基本理念 ●

男女がともに輝き お互いを認め合う

きらめくまちづくり

～ 四万十市 ～

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図り、様々な場面で女性が活躍する機会を充実し、男女が共にお互いを認め合いながら、輝き、きらめく未来に向かって生きる、活力のあるまちづくりを目指します。

【2】基本目標

基本理念の実現に向けて、本市を取り巻く環境や市民の意識・ニーズなどを踏まえ、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ ともに育む～お互いを尊重し合う意識づくり

社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習を見直すなど、意識の改革を促進します。また、男女共同参画の意識づくりについて、学校教育のみならず、家庭や学校、地域などで多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ ともに輝く～ともに担う豊かなまちづくり（女性活躍推進計画）

政策・方針決定過程において、女性の参画は重要であり、様々な分野における女性の能力発揮の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

職場における男女間の格差解消や、職場の労働条件の改善など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

女性農業者の地位向上や経営参画の促進に努めます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策や介護支援等、様々な環境の整備に取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。

平成27年9月に施行された「女性活躍推進法」により、地方公共団体には推進計画の策定、従業員301人以上の事業所には、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務付けられました。基本目標Ⅱに係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」と表記）」として位置付けます。

基本目標Ⅲ ともに生きる～安心して安全に暮らせる共生のまちづくり

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

生涯にわたる男女の健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

なお、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた取組については、「DV防止法」に基づく「四十市DV対策基本計画」として位置付けます。

【3】 施策の体系



第5章 施策の展開

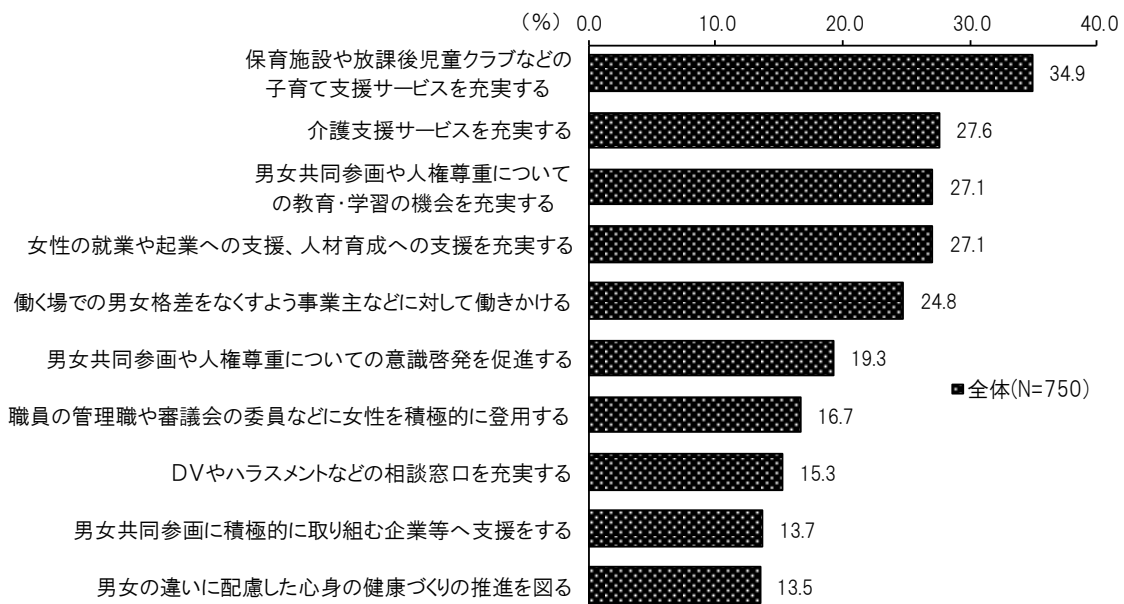
【1】人権の尊重と男女共同参画の理解促進

1 男女平等の視点に立った人権の尊重

●現状と課題●

計画の策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民を対象として実施した、「四万十市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民アンケート調査」と表記）」では、男女共同参画の推進に必要なと思う施策について「男女共同参画や人権尊重についての教育・学習の機会を充実する」や、「男女共同参画や人権尊重についての意識啓発を促進する」など、人権意識向上のための施策に対するニーズは高くなっています。

【男女共同参画の推進に必要なと思う施策(15項目中、上位項目を抜粋)】



人権の尊重は、男女共同参画社会形成の根底を成す考え方です。子どもから高齢者まで、全ての市民が人と人とのつながりを大切にして、お互いの人権を尊重した社会生活を目指すことが求められます。

本市では、あらゆる人権課題の解決に先導的な役割を果たし、市民の協力を得ながら、人権が尊重される社会づくりに取り組むことの必要性から、平成19年7月に「四万十市人権施策基本方針」を定め、平成20年に「四万十市人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。さらに、平成27年3月には「第二次 四万十市人権施策行動計画」を策定し、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権など、様々な分野の人権問題に対する取組を推進しているところです。本計画と「第二次 四万十市人権施策行動計画」は相互に連携・調整を図り、同じ方向性に沿って取組を推進するものです。

家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場において、様々な機会を通じて人権学習や人権啓発を推進していくことが必要です。

●施策の方向●

市民一人ひとりがお互いを認め合うとともに、地域共生社会の実現に向けた理念や考え方の普及など、男女共同参画への理解がより一層深まるよう、様々な機会を通じて、わかりやすい広報・啓発活動や情報提供を推進します。

施策名	取組内容	主な担当課
人権問題に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や企業、各種団体等を対象に、人権に関する基本的な知識や考え方など、人権を感覚として身に付けるための講座や学習会を実施します。 ●講座や学習会受講者の参加促進に努め、人権教育・啓発を推進する指導者の育成を図ります。 	人権啓発課 生涯学習課 西土佐教育分室
人権教育研究大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体等との連携により、「四万十市人権教育研究大会」を開催し、研修会や講演会及び分科会での取組の発表・討議などを通じた人権教育・啓発に努めます。 ●教職員については、全員参加の研修として実施します。 	人権啓発課 学校教育課
教育の場での学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育の場において、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解の意識を育むための学習機会を充実します。 	人権啓発課 学校教育課
人権の花運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の小中学校に花の種等を配付し、児童・生徒、教職員が、花を大切に育て、環境美化に努めることを通じて心を和ませ、自分自身を大切にすると、他人にも優しく大切にすることを目的とした「人権の花運動」を実施します。 	人権啓発課
イベント等を通じた人権の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ●「人権フェスティバル」をはじめ、各種講座や「障害者の集い」「福祉大会」など、様々なイベントの開催を通じて、人権に関する正しい知識と理解の促進に努めます。 ●社会福祉協議会のイベント等と連携した、人権の理解促進を図ります。 	人権啓発課 福祉事務所 西土佐教育分室
交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者と健常者の交流の場づくり、経済的・人的支援を行うとともに、共生社会に関する広報・啓発活動を行います。 	人権啓発課 福祉事務所 西土佐教育分室
差別や偏見をなくすための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●性同一性障害、性的指向、拉致被害者、生活困窮者など、広範囲にわたる人権問題について、差別や偏見をなくすための啓発に努めます。 	人権啓発課 西土佐教育分室

施策名	取組内容	主な担当課
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性、子ども、高齢者、同和問題、障害者、H I V感染者、外国人などの人権課題を題材とした、子どもの人権意識を育む教育を、全ての学校で計画的に実施します。 ●誰もが被害者・加害者にならないようにインターネットやスマートフォン等の危険性を理解し、利用上のルールやマナー、個人のプライバシーを正しく理解する情報モラル教育を実践します。 ●一人ひとりの人権を尊重し、友好的人間関係を築くための取組や、相手を理解し認める力、人間関係の調整力を育む学習を推進します。 	学校教育課 西土佐教育分室
いのちの大切さを育てる教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じて生命尊重教育を推進します。 ●希望する学校では「思春期ふれあい体験学習」を実施します。 	保健課 学校教育課 西土佐教育分室 保健介護課
国際理解のための教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「人権教育推進講座」などを通じて、外国人の人権についての講座を開催し、人権教育・啓発を図ります。 ●関係機関で相談所の開設があれば、随時広報し、周知に努めます。 	人権啓発課 生涯学習課
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の友好都市締結国等との国際交流活動を通じて、地域における国際理解の向上と、時代に即した国際的な人材の育成に努めます。 ●在住外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく、安心して暮らすための様々な活動を支援します。 ●異なった文化や習慣を持つ外国人に、偏見や排他的な意識を持つことなく、多様な価値観との出会いや、ふれあいの中から共に生きていくための意識の高揚を図るよう、市民と外国人との交流の促進を支援します。 	人権啓発課 企画広報課
平和活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女が共に平和活動に積極的に取り組めるよう、人権フェスティバルなどのイベントを通じて、人権尊重と平和への貢献意識を高めます。 	人権啓発課 西土佐教育分室

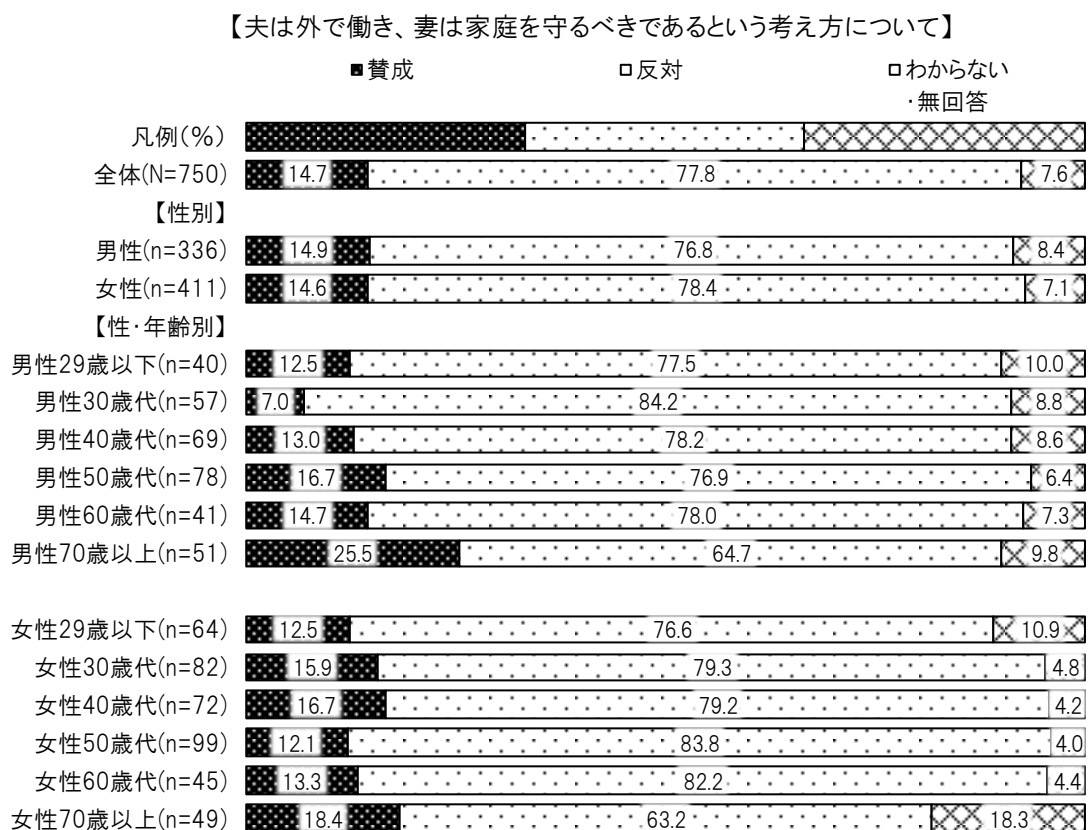
2 男女共同参画の理解促進と意識の向上

●現状と課題●

「男女共同参画」という言葉は、最近ではより多くの人に浸透しつつあります。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強く、個人の生き方やライフスタイルが多様化する今日の社会では、男女の個性や能力の発揮、選択の自由などを阻害する要因の一つとなっています。

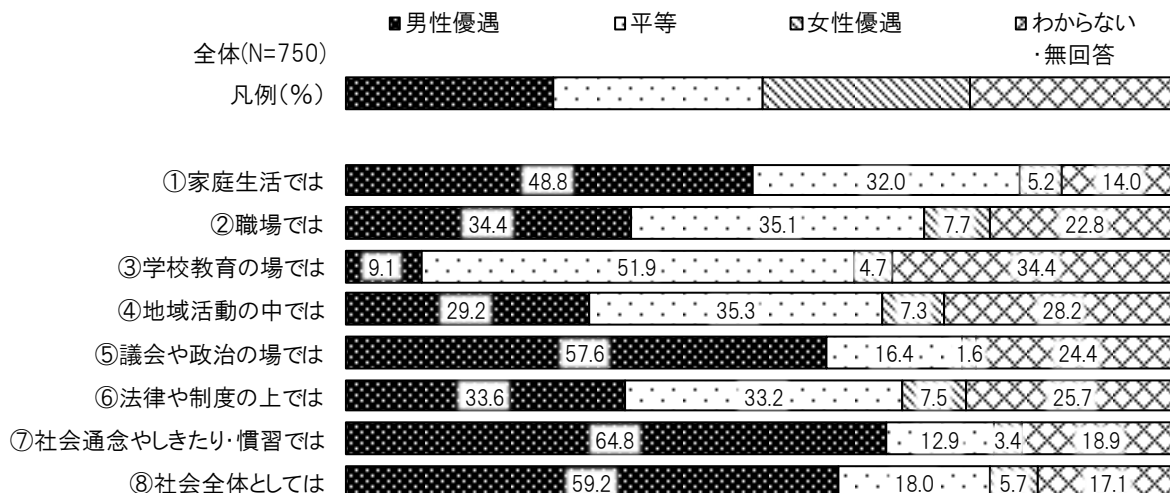
男女がお互いに認め合い、家庭や学校、地域社会や職場など、あらゆる場を通じて、男女平等と男女共同参画についての理解を促進し、個人の意識を高めることが必要です。

市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「男は仕事、女は家庭」という考え方）」に反対の意識を示す回答は、全体の8割近くを占めています。しかし、男性は女性に比べて、年齢が上がるほど逆に賛成を示す回答が増える傾向にあるなど、年齢層によって意識差がみられます。



また、男女の地位の平等意識をみると、全ての分野において、男性優遇意識が女性優遇意識を上回っており、特に「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」「議会や政治の場」などで目立っています。

【男女の地位の平等意識】



● 施策の方向 ●

誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、固定的な性別役割分担意識が残る社会制度や慣行を見直すことができるよう、様々な媒体や機会を活用して広報・啓発活動を推進します。

施策名	取組内容	主な担当課
固定的な性別役割分担意識の解消への取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 「男は仕事、女は家庭」といった慣習などにおける固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、広報・啓発活動を充実します。 ● 誰もが男女共同参画に関心を持ち、理解を深めることができるよう、広報紙や市ホームページ等、様々な媒体や機会を活用して、広報・啓発活動及び各種情報の提供等を行います。 	人権啓発課
男女共同参画に関する講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や企業、各種団体等を対象に、男女共同参画に関する基本的な知識や、考え方などを身に付けるための講座や学習会を実施します。 	人権啓発課 生涯学習課 西土佐教育分室

施策名	取組内容	主な担当課
総合的な男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関連する情報を収集し、広報紙や市ホームページ等を通じて広く市民に提供します。 ●市民や事業所における男女共同参画に関する実態や意識等について、アンケート調査を行うなど、基礎的な資料収集と情報公開に努めます。 ●定期的に本計画の見直しを行い、PDCAに沿った総合的な施策の推進を図ります。 	人権啓発課 関係各課
行政・企業などでの男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員に対する研修の一環として、県主催の男女共同参画に関する講義等への参加を促進します。 ●人権問題啓発研修事業として、企業・団体等に講師派遣等の支援を行います。 	人権啓発課 総務課

【2】学びの場における男女共同参画の推進

1 多様な学習機会の提供

●現状と課題●

市民アンケート調査における、男女共同参画推進に必要だと思ふ施策（資料前掲）では、子育て支援や介護支援と並んで「男女共同参画や人権尊重についての教育・学習の機会を充実する」ことが求められています。

従来固定観念やしきたり、慣習を見直し、男女共同参画意識を醸成するためには、社会教育や生涯学習の場など、あらゆる「学びの場」における継続的な学習機会の提供が必要です。

●施策の方向●

家庭、地域、職場など社会のあらゆる場において、人権に関する基本的な知識の学習や、男女共同参画の考え方を理解し、身に付けるための講演会や講座、交流会等多様な教育・学習機会の充実に努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
男女共同参画を推進する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女が共にその個性に応じて能力を高め、生活力を身に付け、多様な生き方を選択していくための学習機会の充実を図ります。 ●男女共同参画推進に係る講演会や講座などを通じて、市民の学習機会の充実に努めます。 ●青年団や婦人会等に対して、定期的な学習会の実施を働きかけます。 	人権啓発課 生涯学習課 西土佐教育分室 学校教育課
男女共同参画を推進する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画を推進する学習機会について、広報紙や市ホームページ等を活用した情報提供に努めます。 ●家庭教育支援活動の取組をまとめた情報紙を発行し、市民への情報提供と啓発に努めます。 	人権啓発課 生涯学習課 西土佐教育分室 学校教育課

2 男女平等の視点に立った教育の推進

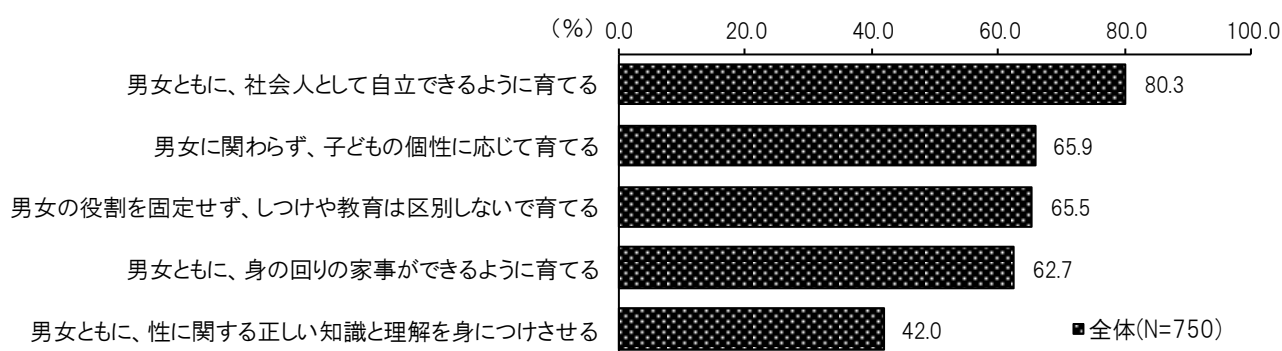
●現状と課題●

男女が共に、その個性や能力を発揮し自分らしく活躍するためには、その基礎となる教育や学習の場における意識の醸成が重要です。特に、次代を担う子どもに対して、その発達段階に応じて、人権尊重や男女共同参画への理解を促進する必要があります。

市民アンケート調査では、男女の地位について、学校教育の場では「平等になっている」割合が過半数を占め、他の分野を大きく上回っています。

子育ての考え方については、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」が最多で、次いで「男女に関わらず、子どもの個性に応じて育てる」などが主流な考え方となっています。

【子育ての考え方について(上位項目抜粋)】



●施策の方向●

次代を担う子どもたちが、男女平等の視点に立ち、個性と能力を発揮して育つよう、教育の場において人権や男女共同参画への理解を促進するとともに、将来を見据えた自己形成ができるような教育を推進します。

施策名	取組内容	主な担当課
男女共同参画意識を育む教育の推進	●男女平等の視点に立った教育や、男女共同参画についての学習機会を充実し、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進し、性別に関わらず個性と能力を発揮した自己形成ができるよう、発達段階に応じた教育を推進します。	学校教育課 西土佐教育分室
次代の親の育成	●教育の場において、妊娠から育児まで、親としての役割をはじめ、家庭における家事のあり方について学習する機会を提供し、男女共同参画意識を浸透させるとともに、子育て家庭への理解を深めるよう努めます。	学校教育課 西土佐教育分室

施策名	取組内容	主な担当課
家庭での役割分担意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●家事分担の実態を調べ、女性に集中しがちな問題点や、家族で協力し合うことの大切さについて考え、家族の一員として協力しようとする意欲を育む教育を推進します。 	学校教育課 西土佐教育分室
人権教育に根ざした性に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●身体の発育・発達には個人差があることを理解し、同性や異性を大切にすることを育む教育を推進します。 ●思春期の男女が、正しい性知識が得られるよう、情報の発信や学習の場の充実を図ります。 ●デートDV防止に向けた取組を推進します。 	学校教育課 西土佐教育分室

【3】政策や方針決定への女性の参画推進

1 政策や方針決定過程への女性活躍の場の充実

●現状と課題●

男女が共に社会のあらゆる分野に参画できる環境をつくるためには、政策や方針の企画・立案の過程で、男女それぞれの考え方を反映することが重要であり、審議会等への女性委員の登用促進をはじめ、市政や地域課題解決の場などへの女性の積極的な参画促進が重要です。

平成 29 年 4 月現在、本市における審議会等の委員総数 237 人のうち、女性委員は 72 人（委員総数に占める女性の割合 30.4%）と、およそ 3～4 人に 1 人の割合となっています。5 年前の平成 24 年度の 20.9%から、10%近く増加がみられます。今後、さらに女性の登用を促進する必要があります。

【本市の審議会等における女性委員の割合】

	行政委員会委員数 ^{※1}			審議会等委員数 ^{※2}		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成 24 年度	44 人	6人	13.6%	297 人	62 人	20.9%
平成 29 年度	44 人	9人	20.5%	237 人	72 人	30.4%

注：平成 29 年度は 4 月現在（以下同様）

※1 地方自治法第 180 条の 5 に基づくもの

※2 地方自治法第 202 条の 3 に基づくもの

本市職員の管理職総数に占める女性管理職の割合については、平成 29 年 4 月現在 23.1%（行政職では 19.0%）となっています。

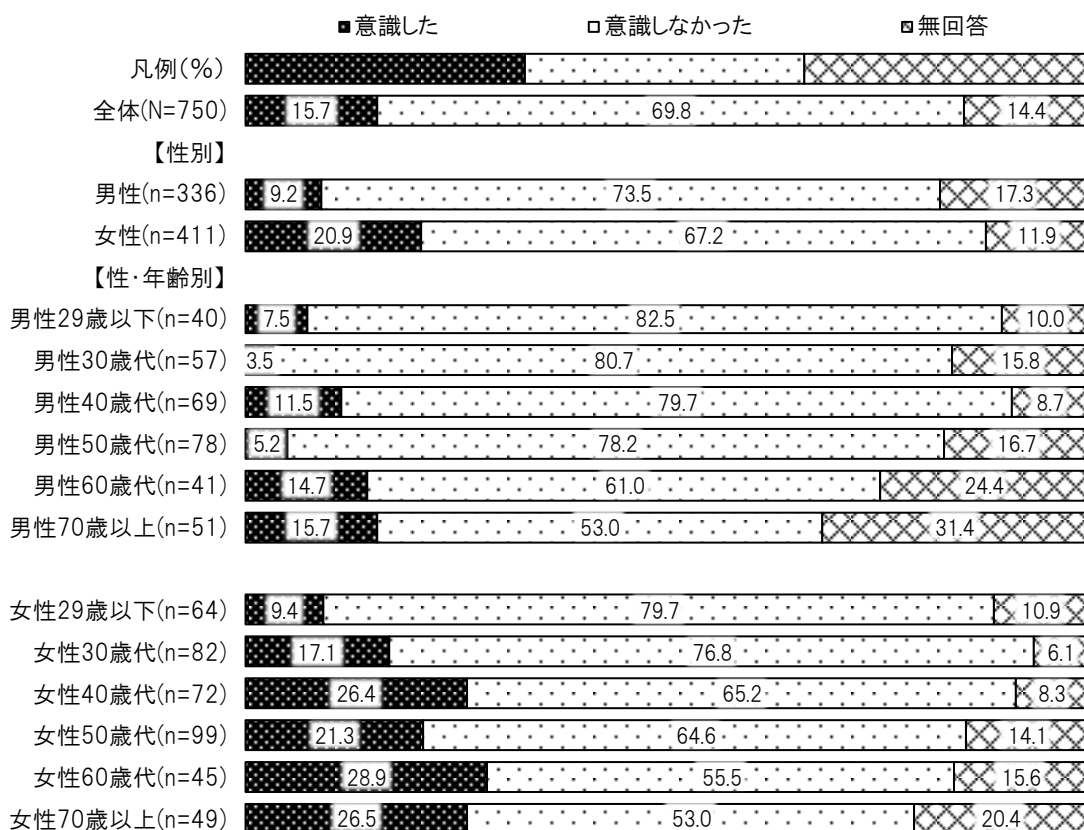
【本市職員の女性管理職の割合】

	管理職総数					
	うち女性	女性割合	うち一般行政職			
			管理職総数	うち女性	女性割合	
平成 24 年度	37 人	3人	8.1%	31 人	1人	3.2%
平成 29 年度	26 人	6人	23.1%	21 人	4人	19.0%

市民アンケート調査では、「議会や政治の場」における男性優遇意識は、高知県や国の割合を下回っています（資料前掲）。

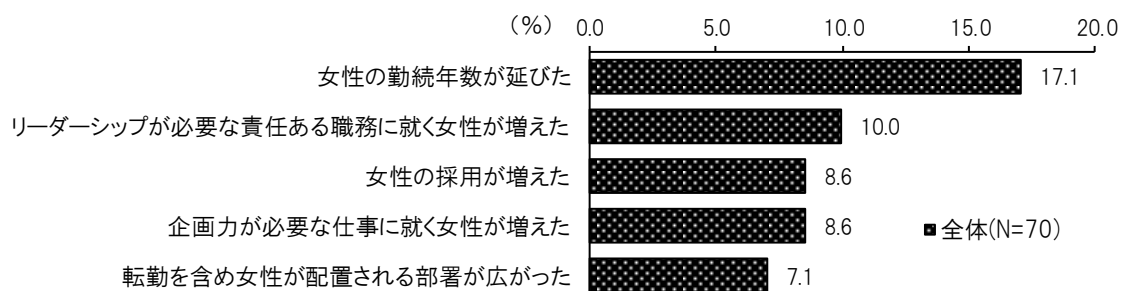
また、進路や職業選択時に性別を意識した人は、男性よりも女性に多く、年齢が上がるほど意識した人が増える傾向にあります。逆に、若い年齢層では性別を意識した人は少ないなど、性別や年齢によって顕著な差がみられます。

【進路や職業選択時の性別意識】



一方、計画の策定に当たり、本市所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する実態や意見等を調査した「四万十市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査（以下「事業所アンケート」と表記）」では、女性の雇用や就業形態の最近の変化については、「女性の勤続年数が延びた」「リーダーシップが必要な責任ある職務に就く女性が増えた」などの回答が多くなっています。

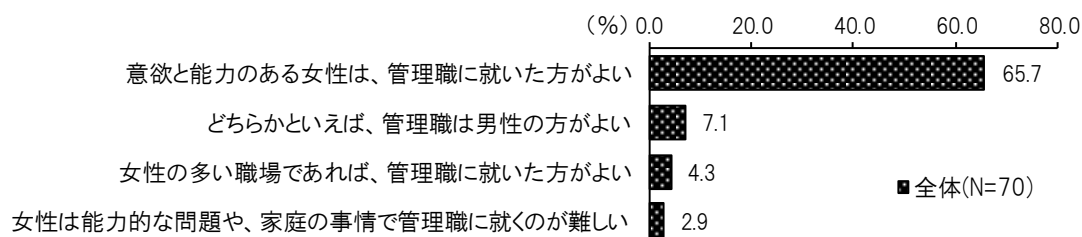
【女性の雇用や就業形態の最近の変化について(上位項目抜粋)】



注：特になしを除く

女性が管理職に就くことについては、「意欲と能力のある女性は、管理職に就いた方がよい」が大半を占めています。

【女性が管理職に就くことについて】



審議会等における委員や職員の管理職などをはじめ、事業所や地域活動の場など、様々な政策や方針決定過程の場に、女性の参画を促進する取組が引き続き重要です。そのためには、本市が率先して積極的に取り組む必要があります。

● 施策の方向 ●

審議会や各種委員会委員、職員の管理職など、政策や方針決定過程の場に、女性の積極的な登用を進めるとともに、事業所等に対して政策や方針決定過程の場への女性の参画拡大を働きかけます。

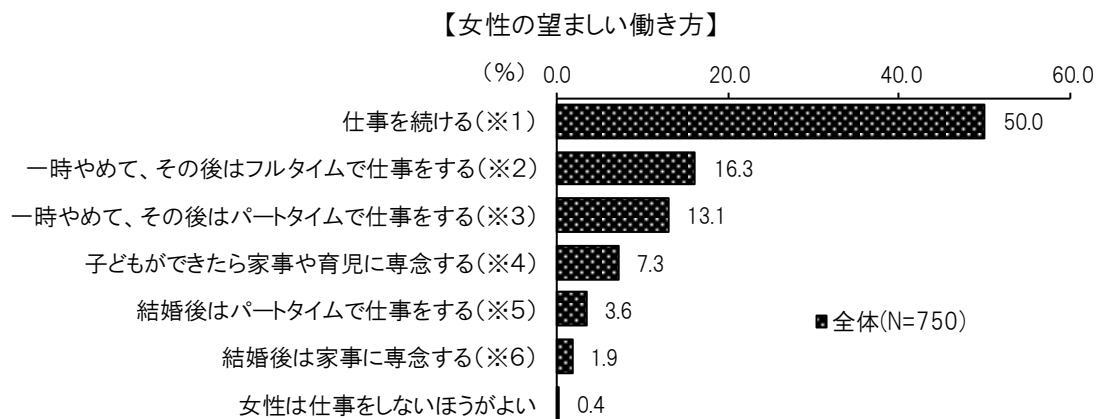
施策名	取組内容	主な担当課
政策や方針決定過程の場への女性の参画促進	●事業所へのアンケート調査などにより、育児・介護休業制度などの取得の現状を把握するとともに、関係機関との連携により、広報紙や市ホームページを通じて住民への制度の普及・啓発に努めます。	人権啓発課 産業建設課 観光商工課
審議会等への女性登用の推進	●市の政策や方針決定過程の場である審議会や委員会、附属機関等への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。 ●今後は、固定資産評価審査委員会、情報公開・個人情報保護審査会などへも女性委員の登用を促進します。 ●審議会等委員の女性の参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と活用に努めます。	関係各課 学校教育課 観光商工課 企画広報課 総務課

施策名	取組内容	主な担当課
働き続けやすい就業環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の各種職業能力向上に関連する情報を収集し、関係機関と連携し、事業所等に対する広報・啓発活動を行い、理解促進と協力の働きかけに努めます。 ●男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、様々な行事や講演会での男女平等の就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを目指します。 	人権啓発課 産業建設課 観光商工課
「働く婦人の家」への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「働く婦人の家」の取組として、勤労女性等を対象として、各種講座・講習会を開催し、趣味、教養などのサークル活動や語らいの場として利用してもらうことで、関係団体同士のネットワークづくりに生かすとともに、地域活動への女性の参加促進を図ります。 	人権啓発課
政策への関心の喚起	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員における能力開発のための各種研修（こうち人づくり広域連合主催の研修、職場研修など）へ、男女を問わず参加を促進します。 	総務課

2 女性の人材育成と活躍の促進

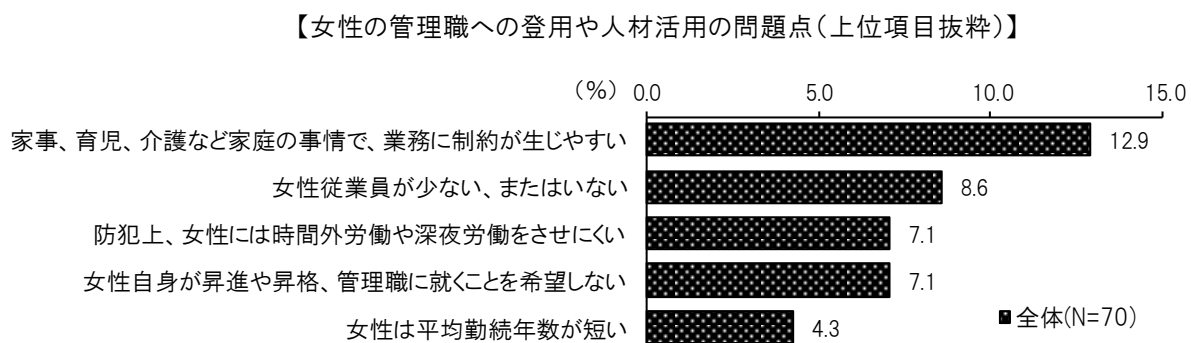
●現状と課題●

市民アンケート調査では、女性の望ましい働き方として、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける（産前・産後休業、育児休業を取得する場合を含む）」が突出して高く、次いで「子育ての時期だけ一時やめて、その後は（パートやフルタイムで）仕事を続ける」など、継続的な就労ニーズがうかがえます。



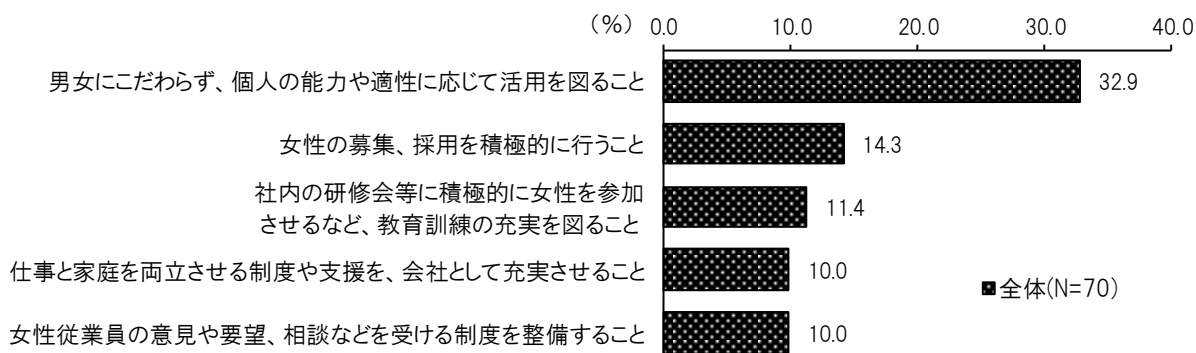
- ※1 結婚や出産に関わらず仕事を続ける(産前・産後休業、育児休業を取得する場合を含む)
- ※2 子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする
- ※3 子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする
- ※4 子どもができるまでは仕事をするが、子どもができたら家事や育児に専念する
- ※5 結婚するまでは仕事をして、結婚後はパートタイムで仕事をする
- ※6 結婚するまでは仕事をして、結婚後は家事に専念する

事業所アンケート調査では、女性の管理職への登用や人材活用の問題点として、「家事、育児、介護など家庭の事情で、業務に制約が生じやすい」ことや、「女性従業員が少ない、またはいない」など、そもそも女性が少ないことなどがあげられています。



女性従業員を積極的に活用するための今後の取組意向については、「男女にこだわらず、個人の能力や適性に応じて活用を図ること」を筆頭に、「女性の募集、採用を積極的に行うこと」「社内の研修会等に積極的に女性を参加させるなど、教育訓練の充実を図ること」などが続きます。

【女性従業員を積極的に活用するための今後の取組意向(上位項目抜粋)】



女性が起業・就業の継続など、幅広い分野で柔軟な働き方が可能となるよう、様々な学習機会や職業訓練等を充実することや、出産・子育て等で一旦仕事を中断した女性が、再就業に向けてチャレンジできる支援が必要です。

そのためには、事業所等への働きかけはもとより、男性自身の意識の改革、女性自身の意識の改革促進も必要です。

● 施策の方向 ●

職場において、男女がそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、関係機関と連携して事業所等への理解と協力の働きかけに努めます。また、女性労働者の就業能力を高めるため、職業能力向上のための情報提供、能力開発等の施策を進めます。

施策名	取組内容	主な担当課
女性起業家への支援・移住・定住支援	●女性や若者、高齢者やU・J・Iターン者などの起業家に対して、関係各課と連携しながら、様々な情報の提供や育成等も含めた支援を検討します。	観光商工課 企画広報課 地域企画課
女性の各種職業能力向上支援	●女性の各種職業能力向上のために開催される講座や研修会等の情報を収集し、関係各課と連携しながら、広報紙や市ホームページ等を通じた情報提供に努めます。	人権啓発課 産業建設課 観光商工課

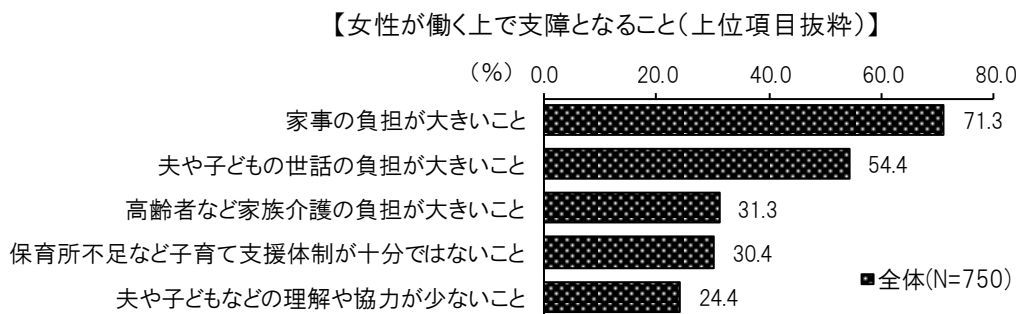
施策名	取組内容	主な担当課
働き続けやすい環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所等に対し、女性の各種職業能力向上に関連する情報を提供するとともに、広報・啓発活動により、理解促進と協力の働きかけに努めます。 ●男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、様々な行事や講演会での男女平等の視点に立った就労意識の啓発など、働き続けやすい環境づくりを目指します。 	人権啓発課 産業建設課 観光商工課
適正な庁内職員配置と女性の登用	<ul style="list-style-type: none"> ●性別に関わらず、個人の能力と適正に応じた職員の配置に努めます。また、係長相当職以上への女性職員の積極的な登用を進めます。 	総務課

【4】働く場における男女共同参画の推進

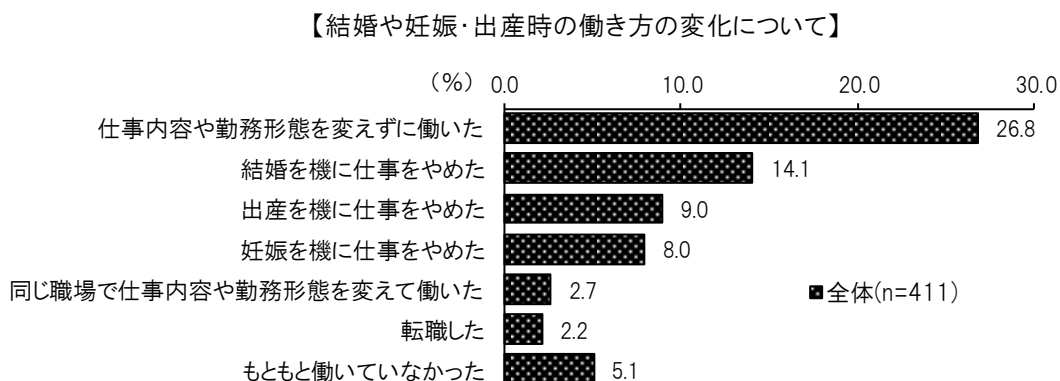
1 雇用の場における男女共同参画の推進

●現状と課題●

市民アンケート調査では、女性の望ましい働き方については、結婚や出産に関わらず継続して仕事を続けることや、子育ての時期だけ一時やめて、その後仕事をするといった意向が高くなっています（資料前掲）。一方、女性が働く上で支障となることについては、「家事の負担が大きいこと」「夫や子どもの世話の負担が大きいこと」「高齢者など家族介護の負担が大きいこと」などが上位を占めています。

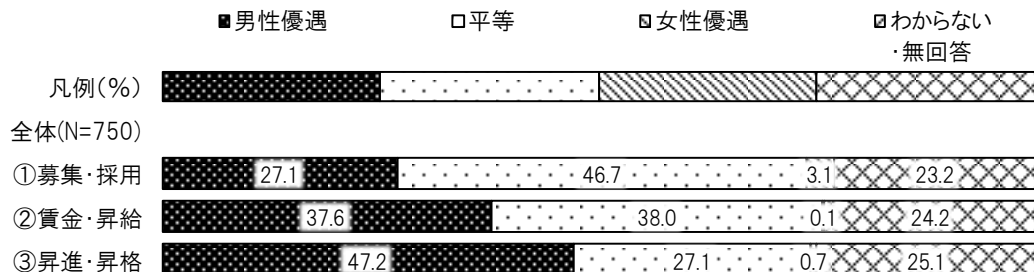


結婚や妊娠・出産時の働き方の変化については、「仕事内容や勤務形態を変えずに働いた」が3割近くみられるものの、3割程度が働き方に变化があったとしており、中でも「結婚を機に仕事をやめた」が最も多く回答されています。



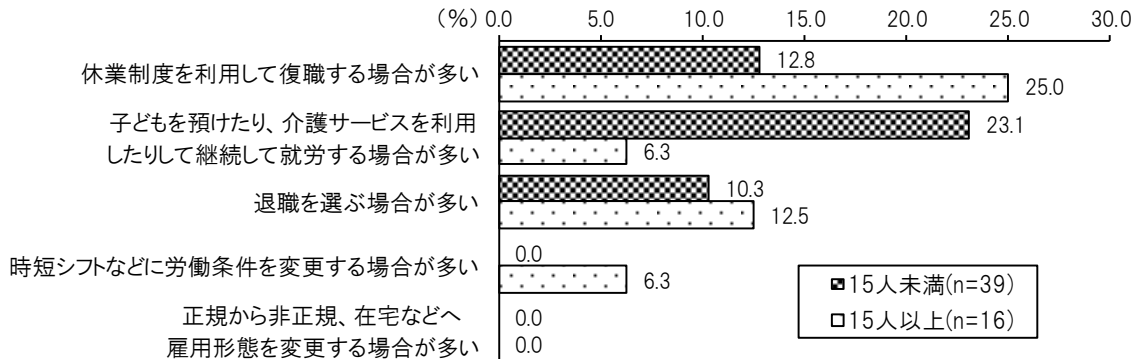
職場における男女の扱いについては「昇進や昇格」で、「男性優遇」意識が「平等」意識を大きく上回っています。

【職場における男女の扱いについて】



事業所アンケート調査では、女性の雇用や就業形態の変化については、従業員規模が15人未満の事業所では「子どもを預けたり、介護サービスを利用したりして継続して就労する人が多い」の回答が多い一方、15人以上では「休業制度を利用して復職する人が多い」「時短シフトなどに労働条件を変更する人が多い」などの回答が多く、従業員規模によって差がみられます。

【女性の雇用や就業形態の変化について】

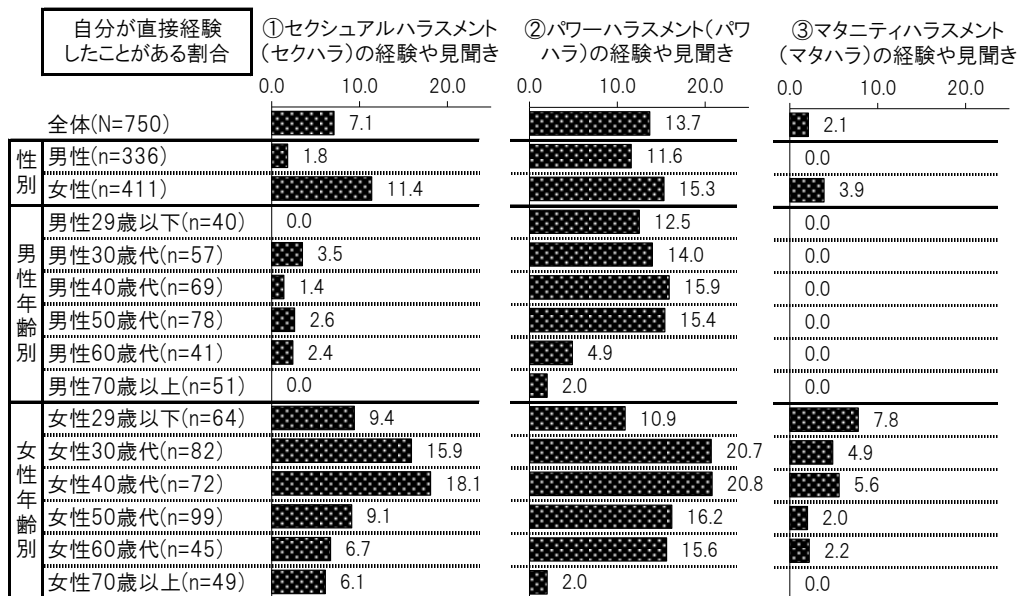


再雇用制度の有無については、「現在制度はなく、今後の制度化も未定である」とする事業所が最も多くなっています。

このような現状を踏まえ、雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就業継続、再就職などに対する支援への取組を、関係機関と連携して推進する必要があります。

また、職場環境の問題点として、市民アンケートにおいてセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントを直接経験した割合は、女性の30～40歳代に最も多くなっています。マタニティハラスメントの経験については、女性の29歳以下で最も多く、女性30～40歳代がそれに続いています。

【セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントを直接経験した割合】



企業や地域社会等において、「様々なハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力でもある」という意識啓発をさらに推進するとともに、相談体制の整備や被害者支援等の取組の促進も必要です。

●施策の方向●

職場において、男女が共にその能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に働きかけます。また、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、様々な行事や講演会での男女平等の視点に立った就労意識の啓発や各種ハラスメント対策など、働き続けやすい就業環境づくりを目指します。

施策名	取組内容	主な担当課
事業所等への情報提供	●男女雇用機会均等法や労働基準法などの法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を収集し、関係各課及びハローワーク等との連携により、市内事業所等に対する情報提供に努め、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。	人権啓発課 産業建設課 観光商工課

施策名	取組内容	主な担当課
雇用に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークや、ジョブカフェこうち等からの雇用に関する情報を、窓口等で提供します。 	産業建設課 観光商工課
女性の再就職等に関する相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●関係各課及びハローワーク等との連携により、女性の再就職等に関する相談窓口の整備や、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。 	人権啓発課 産業建設課 観光商工課
女性の労働に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や事業所における男女共同参画に関する実態や意識等について、アンケート調査を行うなど、基礎的な資料収集と情報公開に努めます。 	人権啓発課 産業建設課 関係各課
各種ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各種ハラスメントによる被害を未然に防止するために、職員への啓発に努めます。 ●広報紙や市ホームページ等による告知、チラシやパンフレットの配布などを通じて、啓発に努めます。 ●各種ハラスメント防止対策がテーマの研修等への積極的な参加を促進します。 	人権啓発課 総務課

2 農林水産業や自営業等における意識づくり

●現状と課題●

農林水産業や商工業等の場では、女性は生産・経営活動において重要な役割を果たしているにも関わらず、家族経営が多いことや、労働時間や休日等が不明確になりがちであることなどから、その労働が十分に評価されていない場合が少なくありません。

本市ではこれまで、高度な技術と経営感覚を持った、担い手育成のための研修機会等の充実をはじめ、家族経営協定についての啓発、イベントの運営支援、地場産品や食料品販売を通じた来訪者との交流支援などを進めてきました。

市民アンケート調査では、女性の望ましい働き方について、農林水産・自営の家族従業者では「子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイム（またはパートタイム）で仕事をする」の回答が他の職業を上回っており、いわゆる「M字型」の雇用形態も多い職業の一つとなっています。

【女性の望ましい働き方について】

	(※1) 仕事を続ける	は一時 フルタイム (※2) でその後	は一時 パートタイム (※3) でその後	(※4) 結婚前はフル タイムで仕事 をする	結婚後は (※5) 家事に専念 する	(※6) 子どもが できたら家 事や育児に 専念する	その他	女性が よい仕事 をしない
全体(N=750)	50.0	16.3	13.1	3.6	1.9	7.3	5.6	0.4
【職業別】								
農林水産業(n=19)	36.8	10.5	26.3	5.3	5.3	5.3	5.3	0.0
農林水産・自営の家族従事者(n=14)	35.7	28.6	28.6	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0
商工サービス・自由業(n=48)	41.7	27.1	10.4	2.1	0.0	10.4	6.3	0.0
正社員・正職員(n=163)	54.6	13.5	16.0	4.3	0.0	4.3	6.7	0.0
公務員・団体職員(n=132)	71.2	15.2	4.5	0.8	0.8	0.8	6.8	0.0
パート・アルバイト(n=112)	42.9	15.2	17.0	6.3	3.6	6.3	8.0	0.9
家事専業(n=64)	39.1	15.6	23.4	3.1	3.1	10.9	1.6	0.0
無職(n=128)	50.0	15.6	9.4	3.9	3.9	10.2	2.3	0.8
学生・その他(n=72)	34.7	19.4	9.7	4.2	1.4	19.4	5.6	0.0

注：表中の「網掛け」は、各クロス集計(上表では職業別)において最も高い割合を示しています。

※1 結婚や出産に関わらず仕事を続ける(産前・産後休業、育児休業を取得する場合を含む)

※2 子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする

※3 子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする

※4 結婚するまでは仕事をして、結婚後はパートタイムで仕事をする

※5 結婚するまでは仕事をして、結婚後は家事に専念する

※6 子どもができるまでは仕事をするが、子どもができたなら家事や育児に専念する

農林水産物の加工、販売や商工業等の分野における女性の活躍の場を広げるとともに、農林水産業・商工業等の関係団体等における、方針決定過程への女性の参画を促進するために、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるような取組を進めることが必要です。

●施策の方向●

農林水産業、商工サービス自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の働きかけや、方針決定の場への女性の参画促進などに、関係団体と連携して引き続き取り組みます。

施策名	取組内容	主な担当課
研修機会の充実	●高度な技術と経営感覚を持った担い手を育成するため、環境にやさしい農業のための研究会の会員に対し、研修機会の充実を図ります。	農林水産課 産業建設課
家族経営協定締結の促進	●認定農業者を対象に、家族経営協定の締結による女性や後継者等、農業に従事する世帯員の地位及び役割を明確化することなどについて、経営改善計画申請時等の機会を通じて啓発を行います。	農林水産課 産業建設課
自営業者への啓発と情報提供	●商工会議所等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や、情報提供などの取組を図ります。	産業建設課 観光商工課
地域住民との交流促進	●地域と連携したイベント等を実施し、住民団体や婦人団体等による地場産品や、食品販売の店舗出店及び地域住民の自主的活動や来訪者との交流を支援します。	観光商工課 産業建設課

【5】仕事と家庭の両立支援

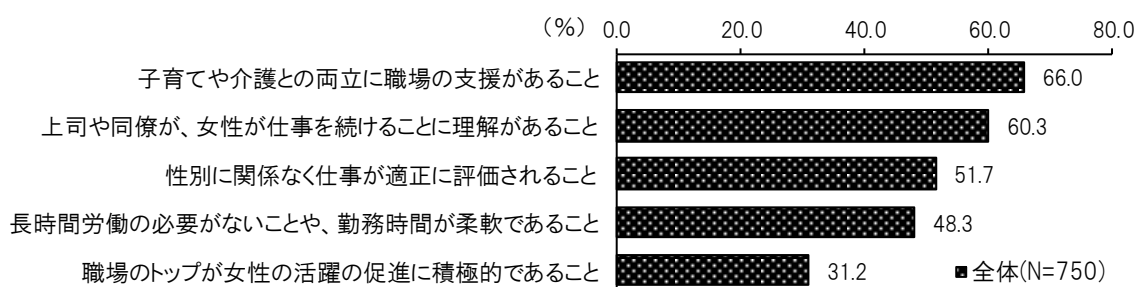
1 ワーク・ライフ・バランスの推進

●現状と課題●

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直すことによって、女性の雇用環境の改善をはじめ、企業にとって生産性の向上や優秀な人材の確保に役立ち、経済社会の持続可能な発展につながるものです。

市民アンケート調査では、女性が活躍できる職場環境に必要と思うことについては、「子育てや介護との両立に職場の支援があること」が7割近くと最も多く求められているとともに、「長時間労働の必要がないことや、勤務時間が柔軟であること」といった、柔軟な働き方への理解の促進も多く求められています。

【女性が活躍できる職場環境に必要と思うこと(上位項目抜粋)】



また、ワーク・ライフ・バランスの推進は、趣味や学習、ボランティアや地域社会などへの参加促進にもつながり、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、一人ひとりが家庭における責任や役割を果たしていく上でも重要な取組と言えます。

男女に関わらず、一人ひとりがやりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康の維持や、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等が、より一層促進されるよう、多様な働き方を普及促進し、ワーク・ライフ・バランスの社会的気運を醸成していくことが必要です。

●施策の方向●

ワーク・ライフ・バランスの推進は、男女共同参画社会の形成につながる身近な取組であることから、意識啓発を推進し、社会的機運の醸成に努めるとともに、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを促進します。

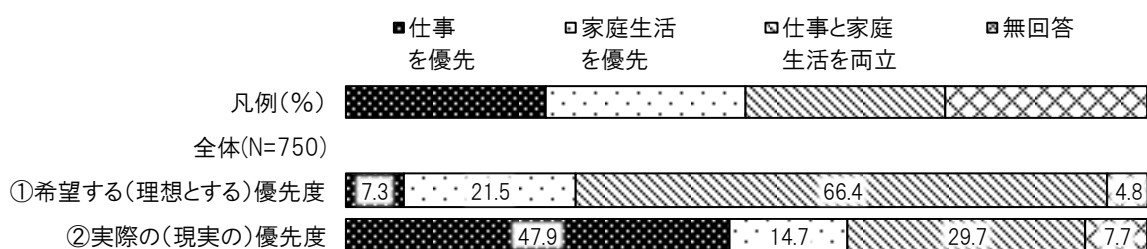
施策名	取組内容	主な担当課
事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けて、事業所等に対し情報提供や、育児休業・介護休業制度をはじめ、様々な制度の普及に向けた啓発に努めます。 ●子育てや介護に、理解と協力が得られる職場環境づくりを促進します。 	人権啓発課 産業建設課 観光商工課
家事や育児・介護への参加意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●男女が共に力を合わせて家事や育児・介護などに参加できるよう、「男性の料理教室」や「介護教室」などをはじめ、様々なイベント等の機会を通じて意識啓発を推進します。 	人権啓発課
父親の育児サークルへの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●父親の育児参加を促すことを目的に活動している、「父親の育児サークル」の活動を支援します。 	西土佐教育分室
子育て支援のための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の家庭に対して、仕事と家庭生活の調和を図り、子育ての負担意識を軽減できるよう、広報紙や市ホームページにおいて、事業所等への働きかけや、周知のための広報・啓発に努めます。 	人権啓発課 西土佐教育分室 産業建設課 観光商工課

2 子育てや介護を支援する環境づくり

●現状と課題●

市民アンケート調査では、日常生活の理想と現実についてみると、希望（理想）の優先度は、「仕事と家庭生活を両立」が大半を占めていますが、実際（現実）の優先度をみると、「仕事（家事・育児・介護含む）を優先」が最も多く、理想と現実に大きなギャップがうかがえます。

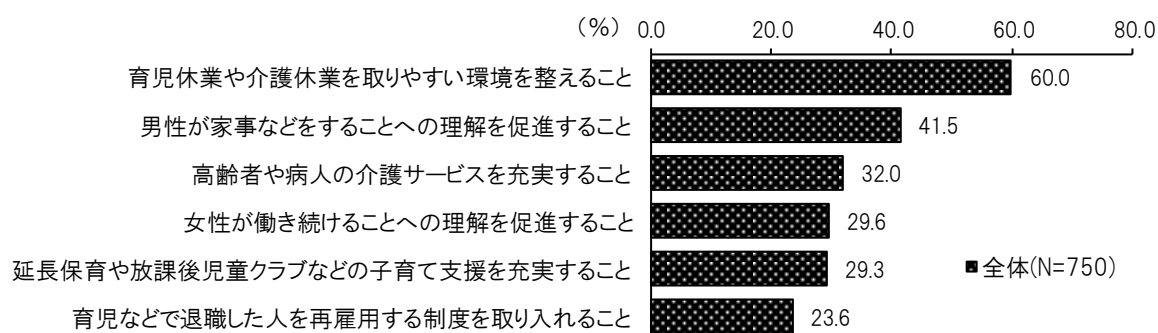
【日常生活の理想と現実について】



育児休業を取得した人は1割程度、介護休業については数パーセント程度の取得率となっています。

また、仕事と家庭の両立に必要と思うことについては、「育児休業や介護休業を取りやすい環境を整えること」を筆頭に、「男性が家事などをする事への理解を促進すること」「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」「女性が働き続けることへの理解を促進すること」や、「延長保育や放課後児童クラブなどの子育て支援を充実すること」が求められています。

【仕事と家庭の両立に必要と思うこと(上位項目抜粋)】



一人ひとりのニーズに応じて、育児や介護を行いながらも働き続けることができるよう、市民や企業等に対する法制度の周知に向けた広報・啓発活動はじめ、子育て支援や介護サービスの充実を図る必要があります。

●施策の方向●

男女が働きながら、家庭生活や地域活動などに共に参加できるよう、子育て支援や介護保険サービスの充実を図ります。事業所などに働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進に努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
子育て世代包括支援センター事業の推進	●子育てに関する悩みを気軽に相談でき、地域における総合的な子育て支援を行う拠点として子育て世代包括支援センターを設置し、様々な活動を推進するとともに、地域における子育て支援ネットワークの構築に取り組みます。	福祉事務所
多様な保育サービスの充実	●多様な保育ニーズへの対応を図るため、通常保育の内容や体制の充実に加え、延長保育や乳児保育、障害児保育など、保育サービスの充実を図ります。	福祉事務所
子育て支援のネットワークづくり	●家庭・保育所・学校・地域等が連携し、子どもや・子育て世帯が安心して暮らせるように、ボランティア活動や声かけ運動などの活動を通じて、地域における子育て支援ネットワークづくりに努めます。 ●子育て応援団と連携した子育て支援に取り組みます。 ●関係各課と連携し、子育て支援団体同士が協力し合える関係づくりと、新たな応援団の育成に努めます。	福祉事務所 保健介護課
放課後児童対策の充実	●留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、放課後児童対策（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）を実施し、共働き世帯などを支援します。	生涯学習課 西土佐教育分室
労働環境整備についての周知	●事業所に対して、育児・介護休業制度や看護休暇制度を取得しやすい労働環境の整備などについて、周知に向けた広報・啓発活動を行います。	産業建設課 観光商工課
実態把握及び住民への制度の普及・啓発	●事業所におけるアンケート調査などにより、育児・介護休業制度の取得の現状等を把握し、関係機関と連携しながら、広報紙や市ホームページでの普及・啓発・情報発信に努めます。	人権啓発課 産業建設課 観光商工課

【6】地域における男女共同参画の推進

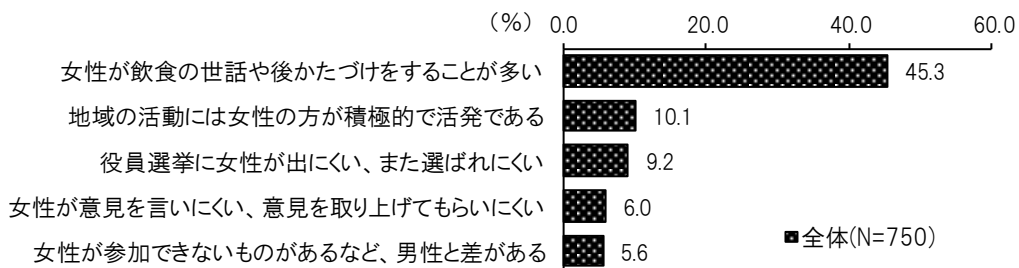
1 地域活動における男女共同参画の推進

●現状と課題●

地域においては、少子高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、様々な環境の変化が生じており、これからは、性別や年齢に関わらず、誰もが地域活動の活性化に向けた役割を担っていく必要があります。

市民アンケート調査では、男女の地位の平等意識について、地域活動の中においては、およそ3人に1人が「平等になっている」と回答していますが（資料前掲）、地域活動における男女間格差の現状については、「女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」が突出しています。

【地域活動における男女間格差の現状について(上位項目抜粋)】



地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は重要です。

●施策の方向●

男女が共に参加しやすい地域活動への支援をはじめ、男女共同参画の視点に立った地域活動を促進します。

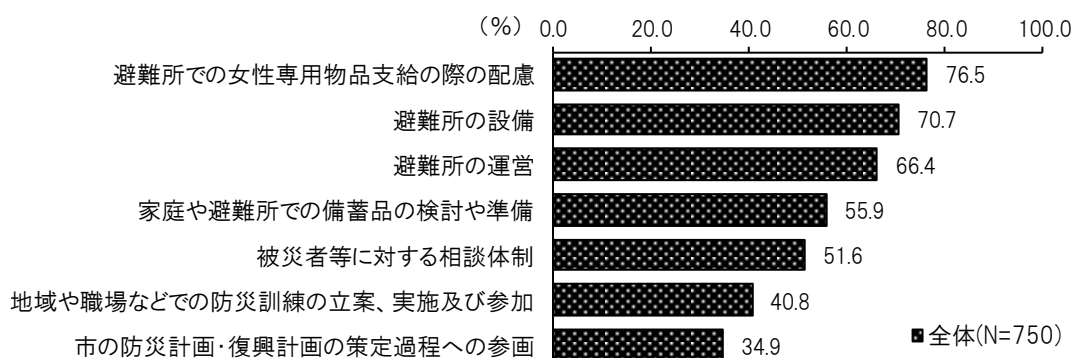
施策名	取組内容	主な担当課
女性団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への女性の積極的な参画を促進するため、女性団体等への活動を支援します。 ●地区婦人会等の研修会については、支援地区の拡大などを検討します。 	人権啓発課 生涯学習課
「働く婦人の家」への活動支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●「働く婦人の家」の取組として、勤労女性等を対象として、各種講座・講習会を開催し、趣味、教養などのサークル活動や語らいの場として利用してもらうことで、関係団体同士のネットワークづくりに生かすとともに、地域活動への女性の参加促進を図ります。 	人権啓発課

2 様々な地域活動分野への女性の参画促進

●現状と課題●

近年の大きな災害の発生等から、防災や復興の場等における女性の参画が取り上げられるようになってきました。市民アンケート調査では、防災や復興の場等において、女性の参画や女性の視点が必要と思う割合が高い順に「避難所での女性専用物品支給の際の配慮（下着や生理用品等）」「避難所の設備（男女別のトイレ・更衣室、入浴施設、授乳室、防犯対策等）」「避難所の運営（運営組織の役員や妊産婦・幼児等への配慮等）」などとなり、これらは6～7割以上の高い割合で回答されています。

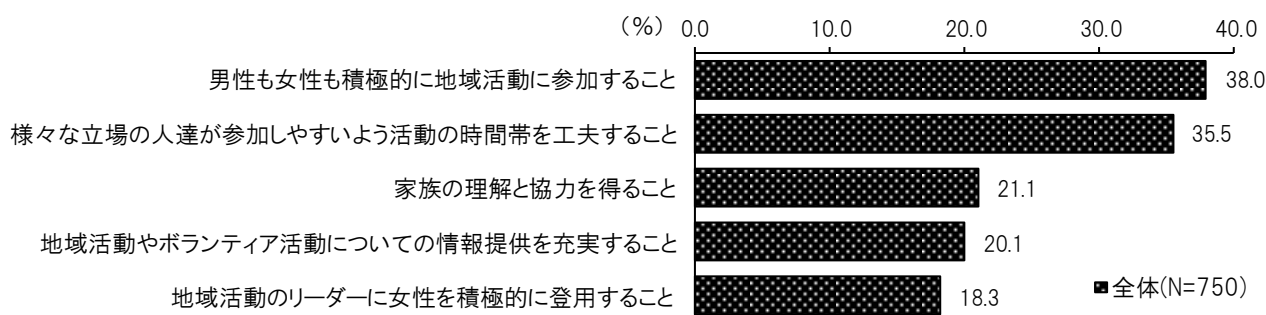
【防災や復興の場等において、女性の参画や女性の視点が必要と思う割合】



防災や減災への関心が高まる中、防災に男女の視点が盛り込まれ、男女が共に安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを進める必要があります。

また、市民アンケート調査では、地域社会で男女共同参画推進に必要なと思うことについては「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」や、「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」「家族の理解と協力を得ること」などがあげられています。

【地域社会で男女共同参画推進に必要なと思うこと(上位項目抜粋)】



防災対策をはじめ、様々な分野の地域活動において、男女に関わらず、多忙な人でも地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

●施策の方向●

男女が共に主体的に様々な分野の地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるよう、地域活動への支援に努めます。また、住民一人ひとりの安心と安全を確保するため、男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策等を推進します。

施策名	取組内容	主な担当課
女性の視点を生かした防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の自主防災組織や女性防火クラブ等の編成、避難所の運営等に、女性の視点や意見を生かした取組を促進します。 ●全地区で避難所運営マニュアル作成時には、女性への参加を促進し、その声を生かしたマニュアルを作成します。 ●女性防災士の育成に引き続き取り組みます。 	地震防災課
地域住民との交流促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と連携したイベント等を実施し、住民団体や婦人団体等による地場産品や、食品販売の店舗出店及び地域住民の自主的活動や来訪者との交流を支援します。 	観光商工課
防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が安心・安全に活動できるよう、地区が実施する防犯、交通安全、省エネを目的とした街路灯整備（新設・取替え）に対する補助等を実施します。 ●地域住民や関係機関と連携し、防犯体制の充実を図るとともに、「防犯体制が充実しているまち」であることを、広報・啓発していきます。 ●地域住民や関係機関と連携し、市民の自主防犯意識を醸成する取組を検討していきます。 	環境生活課 地域企画課
子ども見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールガードリーダーによる、登下校時の安全パトロールをはじめ、警察署等と協力し、子どもを犯罪被害から守るため、見守り活動を推進します。 	学校教育課 西土佐教育分室
学校等における子どもへの相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故・犯罪・いじめ・虐待などの被害にあった子どもに対して、補導センターの相談活動との連携や、スクールカウンセラーの配置等で、ケースに応じて適切な対応を図ります。 ●継続して全校にスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置に努めます。 	学校教育課 西土佐教育分室

施策名	取組内容	主な担当課
青少年健全育成に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国・県・関係団体等と連携・協力しながら、青少年健全育成に関する施策の推進を図るとともに、事業内容等を広報紙や市ホームページを通じて、周知に向けた広報・啓発活動に努めます。 	生涯学習課 西土佐教育分室
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●交通マナー向上のための広報・啓発活動をはじめ、高齢者や子どもへの交通安全教室等への支援、交通安全教育者の育成など、誰もが安心できる様々な交通安全対策を推進します。 	産業建設課 まちづくり課 環境生活課 地域企画課
自然や環境に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化防止に取り組むまちの創造に向け、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。 ●「四万十川景観計画」や「まちなか再生検討会」等に基づき、四万十川周辺の豊かな自然環境とともにある文化を守りながら、景観づくりに取り組みます。 	まちづくり課 環境生活課
環境問題への女性の視点を生かした取組	<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体等と連携して、環境保全・清流保全活動を推進し、その普及・啓発に取り組みます。 ●環境学習会や環境説明会等を実施し、環境問題についての意識を高める機会を提供します。 ●地球温暖化防止、ごみの削減などの環境保全について、女性の視点を生かした取組を推進します。 	環境生活課 観光商工課
地域の文化・伝統行事継承への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の青壮年部や婦人部等が連携し、歴史と伝統のある大文字山送り火など、伝統文化を守り継承する活動を支援するとともに、男女の協働による地域づくりを支援します。 	西土佐事業分室 (観光係) 観光商工課

【7】あらゆる暴力を根絶するまちづくり（DV対策基本計画）

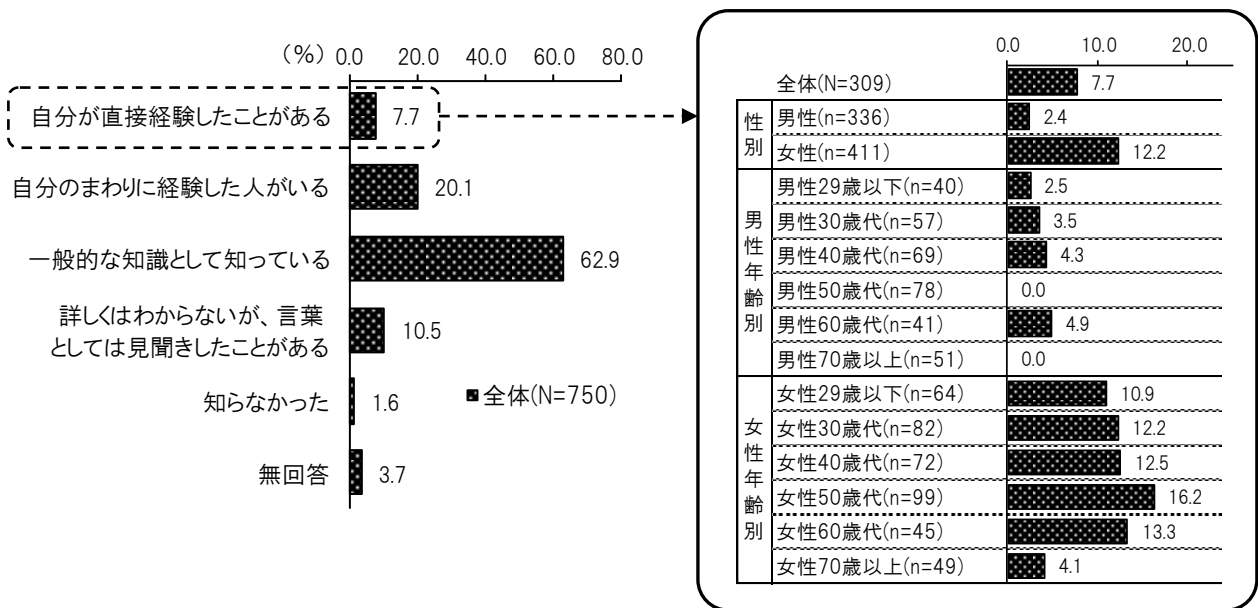
1 暴力を許さない社会づくり

●現状と課題●

配偶者やパートナーからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）をはじめ、恋人同士の間で発生するデートDVや、インターネットやスマートフォン等の普及による精神的な暴力等、新たな形の暴力も社会問題化しています。被害者は女性だけでなく男性にもみられ、また、子どもや高齢者等、社会的弱者に対する虐待等も暴力であると言えます。このような行為は人権の侵害であり、あらゆる暴力の根絶は社会的にも大きな課題となっています。

市民アンケート調査では、DVの経験について「自分が直接経験したことがある」の割合を性別でみると、女性の約1割が経験しており、特に女性50歳代で他の年齢層を上回っています。

【DVの経験】



本市では、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けて、DV等の暴力防止・相談体制の周知をはじめ様々な取組を推進してきましたが、今後は、新たな形の暴力など、多様なケースへの対応も必要です。

●施策の方向●

あらゆる暴力を根絶するため、様々な機会を通じた意識啓発を推進するとともに、講座や学習会等、市民の理解を深める取組の推進に努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
DV根絶の広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●DVを根絶する運動について、広報紙や市ホームページ、チラシやパンフレットの配布などを通じて、啓発に努めます。 ●庁内施設等に、DVに関する相談先のカードを配置するなど、周知を図ります。 	人権啓発課
DV根絶に向けた学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や企業、各種団体等を対象に、DV防止に関する知識や考え方など、DVの根絶に向けた講座や学習会を実施するとともに、啓発を推進します。 	人権啓発課
各種ハラスメント防止対策の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●各種ハラスメントによる被害を未然に防止するために、職員への啓発に努めます。 ●広報紙や市ホームページ等による告知、チラシやパンフレットの配布などを通じて、啓発に努めます。 ●各種ハラスメント防止対策がテーマの研修等への積極的な参加を促進します。 	人権啓発課 総務課
ストーカー被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の個人に対して執拗につきまとう行為（ストーカー）の防止について、広報紙や市ホームページ等による広報・啓発に努めます。 	人権啓発課
虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者、子ども等に対する虐待防止の早期発見・早期対応に向けた、虐待防止ネットワークの機能強化などをはじめ、相談・支援体制の充実を図ります。 	福祉事務所 関係各課
防犯体制の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が安全・安心に活動できるよう、地区が実施する防犯、交通安全、省エネを目的とした街路灯整備（新設・取替え）に対する補助等を実施します。 ●地域住民や関係機関と連携し、防犯体制の充実を図るとともに、「防犯体制が充実しているまち」であることを、広報・啓発していきます。 ●地域住民や関係機関と連携し、市民の自主防犯意識を醸成する取組を検討していきます。 	環境生活課 地域企画課

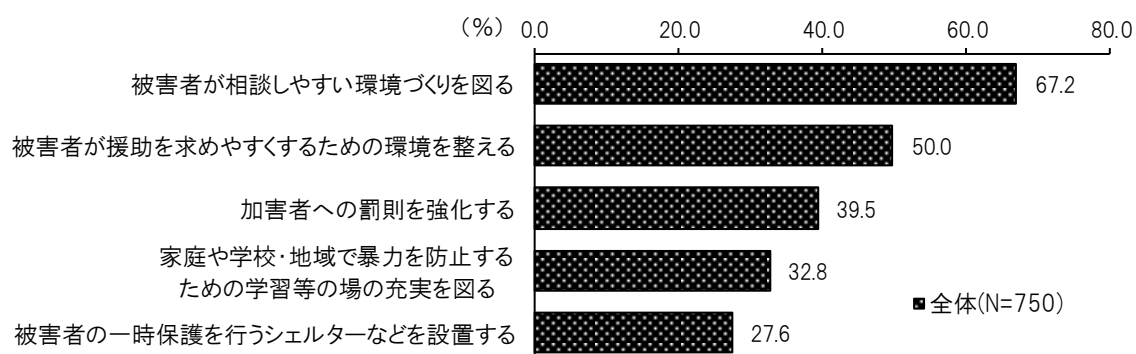
2 安心できる相談・支援体制の充実

●現状と課題●

市民アンケート調査では、DV経験者の相談状況については、およそ3人に1人が「だれにも相談しなかった」と回答しており、相談しなかった理由については、「相談しても無駄だと思ったから」をはじめ、「どこに相談してよいか、わからなかったから」という回答も多くみられます。

今後、DVを防ぐために必要だと思うことについては、「被害者が相談しやすい環境づくりを図る」が7割近くと最も多く回答され、次いで「被害者が援助を求めやすくするための環境を整える」などが続きます。

【DVを防ぐために必要だと思うこと(上位項目抜粋)】



特に女性に対する暴力防止対策は、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題として、本市においても様々な取組を進めてきました。しかし、依然として暴力被害は解消されていない上、被害に遭っても、どこにも誰にも相談しなかった割合も高いままとなっています。

DV等の暴力防止に向けた取組とともに、当事者等が安心できる相談・支援体制づくりは、引き続き重要な課題です。

●施策の方向●

DV 被害者や被害者家族に対する相談や支援の充実を図ります。

施策名	取組内容	主な担当課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者のプライバシーに配慮しながら適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実に努めます。 ●関係各課、関係機関との連携により、利用可能な制度や手続きの支援を行います。 	人権啓発課

施策名	取組内容	主な担当課
被害者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者の自立に向けて、関係各課、関係機関との連携により、利用可能な制度や手続きの支援を行います。 ●住基や戸籍に関する証明発行に係る支援措置の運用を行います。 ●「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」において、関係機関等との連携により被害者や被害者家族の支援を行います。 	人権啓発課 保健課 学校教育課 市民課 福祉事務所 保健介護課

【8】生涯にわたる男女の健康づくり

1 母子保健の推進

●現状と課題●

妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目ですが、働く女性が増え婚姻・出産年齢が上昇するなど、女性のライフスタイルが多様化しており、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。

乳幼児期は、健康な心と体の土台が形成され、生活リズムも確立される重要な時期です。特に親や家族内での育て方が、子どもの生活習慣や心の発達に大きく影響してくるため、親自身が正しい知識と愛情を持って子どもに接するとともに、健康的に安心して子育てができるよう、家族や地域・行政のサポートなども重要です。また、妊娠時の生活習慣が胎児に与える影響は大きく、妊婦への指導も併せて必要です。

母性保護の考え方にに基づき、その重要性についてさらに意識啓発を進めるとともに、妊婦から乳幼児まで、一貫した母子保健サービスの提供を図る必要があります。

●施策の方向●

妊娠や出産、育児に関わる適切な健康の保持・増進ができるよう、総合的な母子保健対策を推進します。

施策名	取組内容	主な担当課
妊娠・出産等にかかる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産に向けた支援を充実させるため、母子保健事業と保育サービスの連携を図ります。 ●保健師による訪問（育児支援家庭訪問事業）などの母子保健指導を充実します。 ●保健・福祉・学校等の子育てに関する様々な情報について、広報紙や市ホームページ等を通じて広く市民に情報提供します。 ●子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーター（保健師）や助産師を配置します。 	福祉事務所 保健課 保健介護課
性や妊娠・出産等に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と保健機関が連携して、性と生殖の重要性や、性感染症などに関する、正しい知識の普及・啓発及び情報の提供や学習の支援に努めます。 	保健課 学校教育課 西土佐教育分室 保健介護課

施策名	取組内容	主な担当課
いのちの大切さを育てる教育の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、全教育活動を通じた生命尊重教育を推進します。 ●希望する学校では「思春期ふれあい体験学習」を実施します。 	保健課 学校教育課 西土佐教育分室 保健介護課
次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに楽しみを感じることや、子どもを持つ喜びを得られるよう、子育て支援を充実させるとともに、次代の親の育成を推進します。 ●子育て支援センター（新・子育て世代包括支援センター）と連携した、生活リズムや離乳食の講座を開催します。 	西土佐教育分室 保健課 保健介護課
人権教育に根ざした性に関する教育の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●身体の発育・発達には個人差があることを理解し、同性や異性を大切にする心を育む教育を推進します。 ●思春期の男女が、正しい性知識が得られるよう、情報の発信や学習の場の充実を図ります。 ●デートDV防止に向けた取組を推進します。 	学校教育課 西土佐教育分室

2 生涯にわたる健康づくりの推進

●現状と課題●

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「四万十市健康増進計画（第 2 期）」に基づき、市民の心身の健康づくりと食育の推進、様々な疾病予防対策及び母子保健事業等を推進しています。

男女が共に、生涯にわたる心身の健康を保持するために、各種検診や予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組むことが重要です。また、スポーツ活動への参加を奨励するなど健康づくりへの支援も必要です。

若年層の人工妊娠中絶や性感染症なども、女性の健康と権利を脅かす大きな問題であり、女性のライフステージに応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していく取組が必要です。

●施策の方向●

生涯にわたって、男女が共に健康を維持した生活を続けられるよう、「四万十市健康増進計画」に基づき、ライフステージに配慮した心身の健康の保持・増進の支援に取り組みます。

施策名	取組内容	主な担当課
健康づくり・食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「四万十市健康増進計画」に基づき、母子保健の推進、特定健診やがん検診の受診促進、こころの健康づくりをはじめ、総合的な市民の健康づくり及び食育活動を支援します。 ●健康づくり及び食育活動についての知識の普及や啓発を図り、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。 ●地区の健康づくり組織と連携し、健診（検診）受診の必要性を周知していくとともに、健診（検診）を受けやすい環境づくりに努めます。 	保健課 関係各課
性や妊娠・出産等に関する学習機会の提供（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と保健機関が連携して、性と生殖の重要性や、性感染症などに関する正しい知識の普及・啓発及び情報の提供や学習の支援に努めます。 ●「思春期ふれあい体験学習」の依頼があった学校に対し、性と妊娠・出産についての講義を実施します。 	保健課 学校教育課 西土佐教育分室 保健介護課

施策名	取組内容	主な担当課
飲酒・喫煙等の健康被害に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の体育科・保健体育科において、飲酒や喫煙に関する学習機会の充実を図るとともに、保健所等と連携した授業に取り組みます。 ●学校の保健領域や社会科などの学習の中で、薬物乱用の課題を扱うなど、意識啓発に取り組みます。 	保健課 学校教育課 西土佐教育分室 保健介護課
スポーツ・レクレーション活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯を通じ、健康づくりを意識した運動の習慣付けを目指し、啓発を行うとともに、働く婦人の家の活動やスポーツ教室及びレクレーション行事等を生かした、年齢や体力に応じたスポーツ活動を促進します。 ●障害者スポーツ大会等への参加に際し、支援を行います。 	人権啓発課 生涯学習課 福祉事務所

【9】ともに支え合う福祉環境づくり

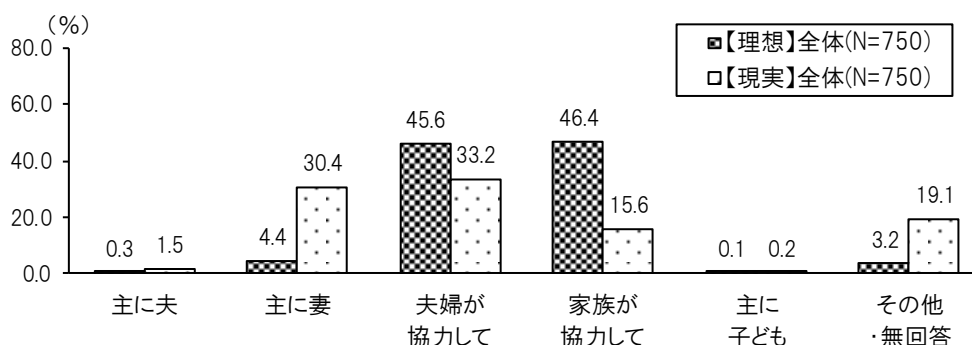
1 高齢者や障害者等への支援

●現状と課題●

本市の高齢化率は、およそ3人に1人の割合となっており、高知県の平均をやや上回っています。市民アンケート調査では、結婚と家庭生活に関する考え方として、「男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画するべきである」への賛成意識が非常に高くなっています。

家庭内の仕事の分担の中で「家族の介護や看護」については、夫婦あるいは家族が協力して行うことが理想であるとする回答が圧倒的に多くなっていますが、実際の分担は「主に妻」が担っているとする回答が多くなっています。

【家族の介護や看護の分担意識について】



また、女性が働く上で支障となることの一つとして、「高齢者など家族介護の負担が大きいこと」が上位に回答されています（資料前掲）。

家族や地域で支え合う福祉環境づくりのために、高齢者や障害者等に対する公的な介護サービス等の充実をはじめ、性別に関わらず介護休業などが取りやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

●施策の方向●

高齢者世帯や障害者など支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民や団体等との連携による見守りや支援活動を促進します。また、在宅での介護などに男女がともに参画できるよう、情報提供や相談機能の充実に努めます。

施策名	取組内容	主な担当課
高齢者の活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の老人クラブやシルバー人材センター、「働く婦人の家」やその他関係機関と連携し、高齢者の活動の場や文化活動、学習機会を充実し、高齢者の生きがいづくりに努めます。 ●地区婦人会等の研修会については、引き続き講師謝金を支援してくとともに、支援地区の拡大を図ります。 	人権啓発課 生涯学習課 西土佐教育分室 保健課 保健介護課
高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する様々な支援サービスを提供します。 ●四万十市高齢者在宅生活支援ガイドブックを作成し、高齢者をはじめ、高齢者を支援する関係者へ配布します。 	福祉事務所 保健課 保健介護課
障害者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「四万十市障害福祉計画」に基づき、様々な支援サービスを提供します。 	福祉事務所 まちづくり課 関係各課
福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実した地域づくりを推進します。 	産業建設課 まちづくり課 関係各課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるよう、相談業務を通じて適切なサービスの紹介や情報の提供を行います。 	福祉事務所 保健課 保健介護課
健康・福祉地域推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●急速に進行する高齢化社会に関する課題への対策として、地域住民が参加する組織と市が連携・協働して、高齢となっても安心して暮らすことができる地域づくりを目指す「健康福祉地域推進事業」を推進します。 	保健課 保健介護課
虐待防止対策（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者、子ども等に対する虐待防止の早期発見・早期対応に向けた、虐待防止ネットワークの機能強化などをはじめ、相談・支援体制の充実を図ります。 	福祉事務所 関係各課
人権問題に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や企業、各種団体等を対象に、人権に関する基本的な知識や考え方など、人権を感覚として身に付けるための講座や学習会を実施します。 ●講座や学習会受講者の参加促進に努め、人権教育・啓発を推進する指導者の育成を図ります。 	人権啓発課 生涯学習課 西土佐教育分室

2 誰もが安心できる福祉環境の充実

●現状と課題●

障害者や外国人であること、女性であることなど人権を侵害されがちな問題を背景に、生活する上で複合的に困難な状況に置かれている人がいます。

国においては、高齢で介護が必要であっても、障害などがあっても、地域で共に生きることのできる社会が、国の目指す姿として示されており、地域福祉の視点をもって、支援体制を包括的に確立していくことが課題となっています。

平成29年6月には「社会福祉法」の一部改正が行われ（平成30年4月1日施行）、市町村においては、市町村地域福祉計画の策定をはじめ、「包括的な支援体制の整備」の考え方が示されました。特に、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けたことや、子育て家庭等も含めた生活困窮支援など「地域共生社会」の考え方が示されました。

市民アンケート調査では、男女共同参画の推進に必要なと思う施策については、子育て支援サービスの充実に次いで、介護支援サービスの充実が求められています（資料前掲）。

高齢者対策としては、高齢者福祉施策及び介護保険制度の活用に加えて、高齢者を地域で支え合うネットワークづくりを進めるとともに、障害者に対する相談や支援体制の整備、ひとり親家庭をはじめ、様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図り、生活安定に向けた支援が必要です。

また、地域福祉は行政だけでなく、地域住民との協働で進める必要があることから、ボランティア活動の促進等も重要です。

●施策の方向●

高齢者福祉施策や障害者支援をはじめ、「地域共生社会」の考え方に基づく福祉活動を促進し、地域の様々な課題の解決に向けて、男女が共に活動できるボランティア活動への支援を進めます。

施策名	取組内容	主な担当課
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">●高齢者世帯や障害者への、福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民との協働による見守りや支援活動など「地域福祉」を推進します。●様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。	福祉事務所 関係各課
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none">●ひとり親家庭（母子・父子家庭）への相談支援をはじめ、経済的支援など、自立を支援します。	福祉事務所

施策名	取組内容	主な担当課
ボランティア活動への参画促進・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動やまちづくり活動などを行う団体への、男女共同参画を促進するための情報提供や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行います。 ● 地区婦人会等の研修会については、引き続き講師謝金を支援していくとともに、支援地区の拡大を図ります。 	人権啓発課 保健課 福祉事務所 保健介護課
社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動の活性化に取り組んでいる市社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携して活動の活性化を図ります。 	保健課 福祉事務所 保健介護課
福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰にでも安心・安全なバリアフリー・ユニバーサルデザインの充実した地域づくりを推進します。 	産業建設課 まちづくり課 関係各課

第6章 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画の施策分野は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画の推進に当たっては、庁内関係部署との十分な連携を図り、男女共同参画の意識啓発をはじめ、庁内横断的に様々な取組を推進します。

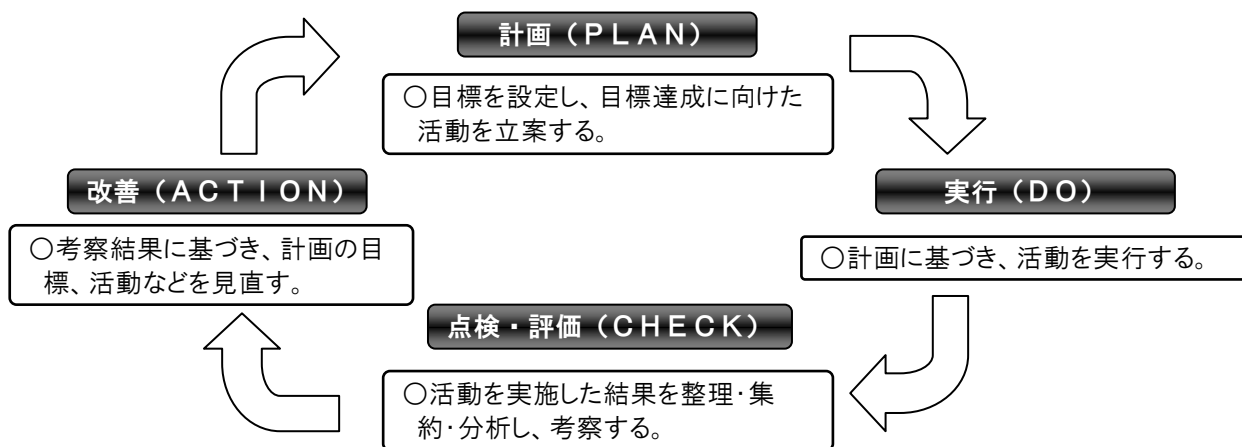
2 職員の理解促進

男女共同参画の推進に当たって、本市の職員が市民の模範的存在となるよう、率先して施策を推進していくことが求められます。全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務にあたるとともに、男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識の醸成に努めます。

3 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行うとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



4 計画推進に当たっての数値目標

指標	【現状値】 (平成 28 年度)	【目標値】 中間評価 (平成 34 年度)	評価資料
----	---------------------	-----------------------------	------

【基本目標Ⅰ ともに育む】お互いを尊重し合う意識づくり

1	社会全体において男女の地位が「平等」になっていると思う人の割合	18.0%	30.0%以上	市民アンケート調査
2	社会通念やしきたり・慣習において男女の地位が「平等」になっていると思う人の割合	12.9%	25.0%以上	市民アンケート調査
3	四万十市男女共同参画計画を「内容まで知っている人の割合」	3.2%	25.0%以上	市民アンケート調査
4	人権ふれあい講座参加者	延べ 95 人	延べ 150 人	庁内資料
5	人権教育推進講座参加者	延べ 113 人	延べ 150 人	庁内資料
6	人権教育研究大会参加者	429 人	450 人	庁内資料
7	人権の花運動の実施校	20 校	24 校	庁内資料
8	広報誌等を通じた人権関連情報の提供	17 回	25 回	庁内資料

【基本目標Ⅱ ともに輝く】ともに担う豊かなまちづくり（女性活躍推進計画）

9	審議会等における女性委員の割合（地方自治法第 202 条の 3 に基づくもの）	30.4% (平成 29 年 4 月現在)	35.0%以上	庁内資料又は関連資料
10	本市職員の管理職総数に占める女性管理職の割合	23.1% (平成 29 年 4 月現在)	35.0%以上	庁内資料又は関連資料
11	職場で男女の地位が「平等」になっていると思う人の割合	35.1%	40.0%以上	市民アンケート調査
12	育児休業取得率	男性 1.5% 女性 19.5%	男性 5.0%以上 女性 25.0%以上	市民アンケート調査
13	介護休業取得率	男性 0.9% 女性 3.9%	男性 5.0%以上 女性 5.0%以上	市民アンケート調査
14	地域活動の中で男女の地位が「平等」になっていると思う人の割合	35.3%	40.0%以上	市民アンケート調査

指標		【現状値】 (平成 28 年度)	【目標値】 中間評価 (平成 34 年度)	評価資料
15	ポジティブアクションの認知(内容について知っている)と取組状況(取り組んでいる)	認知 15.7% 取組 7.1%	増加 増加	事業所アンケート調査
16	福祉避難所	6 か所	増加	庁内資料
17	女性防災士の育成	5 人	20 人	庁内資料
18	交通事故件数 交通事故死者 鉄道運転事故 踏切事故 高齢者の免許返納	75 件 1 人 0 件 0 件 98 人	70 件以下 0 人 0 件 0 件 100 人	庁内資料
19	支え合いの地域づくり事業	79 地区	毎年 1 地区以上の増	庁内資料
20	地域支援サポーター 地域おこし協力隊	15 人 2 人	20 人 8 人	庁内資料
21	太陽光発電システム設置費補助累積発電能力累計	1,275.88kw	2,130kw	庁内資料

【基本目標Ⅲとともに生きる】安心して安全に暮らせる共生のまちづくり

22	DVを直接経験したことがある女性の割合	12.2%	減少	市民アンケート調査
23	DV経験者における「どこ(誰)にも相談しなかった」女性の割合	31.0%	減少	市民アンケート調査
24	妊娠期面談率 新生児訪問率	99.5% 96.9%	100% 100%	庁内資料
25	健診受診者 各種がん検診受診者	3,483 人 延べ 10,448 人	増加 増加	庁内資料
26	健康教育 健康相談	243 回延べ 2,994 人 257 回延べ 3,118 人	増加 増加	庁内資料
27	老人クラブへの補助 シルバー人材センターへの補助	1,022 千円 4,500 千円	1,044 千円 5,000 千円	庁内資料
28	健康づくり事業への補助 介護予防、高齢者・障害者生きがい交流事業への補助 支えあい地域づくり事業への補助	4,093 千円 15,555 千円 3,724 千円	4,500 千円 17,981 千円 4,644 千円	庁内資料

指標		【現状値】 (平成 28 年度)	【目標値】 中間評価 (平成 34 年度)	評価資料
29	相談支援事業	88 人 703 件	100 人以上 1000 件以上	庁内資料
30	権利擁護（高齢者虐待防止・成年後見制度）に関する研修・講和等	3 回	5 回以上	庁内資料
31	高等職業訓練促進給付金 高等職業訓練終了支援給付金 自立支援教育訓練給付金	3 件 3,200 千円 2 件 100 千円	4 件 4,800 千円 2 件 100 千円 1 件 60 千円	庁内資料

1 四万十市男女共同参画推進協議会条例

平成 28 年 6 月 30 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、四万十市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の策定、見直し及び推進に関すること。

2 協議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共的団体等の代表 8 人以内
- (2) 男女共同参画に関し知識及び経験を有するもの 4 人以内
- (3) 一般公募による市民 4 人以内

(任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解職し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、男女共同参画社会推進の事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期については、第 4 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 四万十市男女共同参画推進協議会委員名簿

(敬称略)

	職 名 等	氏 名	役 職
1	四万十市区長会代表	濱田 隆文	
2	四万十人権擁護委員協議会代表	竹田 元久	会長
3	四万十市社会福祉協議会代表	山本 博昭	
4	四万十市連合婦人会代表	岡崎 一美	
5	四万十わかば更生保護女性会代表	岡村 房枝	副会長
6	中村商工会議所代表	土森 裕子	
7	西土佐商工会代表	酒井 奈穂	
8	中村青年会議所代表	山崎 隆之	
9	四万十市人権啓発講師	山本 衛	
10	働く婦人の家運営委員	北川 永子	
11	働く婦人の家運営委員	山本 利江	
12	働く婦人の家運営委員	上村 賀予	
13	一般公募	谷 恵子	

3 四万十市人権尊重の社会づくり条例

平成 19 年 12 月 20 日

条例第 27 号

前 文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念である。

しかし、現実には、子ども、女性、高齢者、障害者、ハンセン病・HIV 感染者等、外国人などに対する差別、同和問題といった人権に関する課題がある。真に一人ひとりの人権が尊重され明るく平和で豊かな住み良い社会をつくるためには、私たち一人ひとりが、人権に関する課題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが必要である。

誰もが命の大切さの理解を深め、自由かつ平等な立場で、社会に参加・参画し、喜びや生きがいを実感しながら生活のあらゆる場面で、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現をめざして、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりのため、市及び市民（市内に在住する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにすると共に、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図ると共に、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する人権施策の推進に協力するものとする。

(人権施策の推進)

第 4 条 市は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 行動計画の策定趣旨

(2) 人権意識の向上を図る施策

(3) 人権の課題別に取り組む施策

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 行動計画は、3 年毎に見直すものとする。

(四万十市人権尊重の社会づくり協議会の設置)

第5条 人権施策の推進に関し、重要事項を調査審議するため、四万十市人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公共的団体等の代表 8人以内

(2) 人権問題に関し知識及び経験を有する者 4人以内

(3) 一般公募による市民 4人以内

3 委員の任期は、3年とする。ただし委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解職し、又は解任することができる。

(諮問等)

第6条 市長は、必要に応じて人権施策を協議会に諮問するほか、行動計画を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

2 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条・第3条 (略)

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成13年4月13日法律第31号）

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつ

た者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性

の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、そ

の申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

- 第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講

じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の科料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5条・第6条 (略)

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) (略)

第2次 四万十市男女共同参画計画
－ しまんと男女共同参画プラン －

発 行 / 平成30年3月
発 行 者 / 四万十市 人権啓発課
〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
TEL (0880) 35-1035
FAX (0880) 34-4271
E - Mail / woman@city.shimanto.lg.jp



第2次四万十市男女共同参画計画

しまんと男女共同参画プラン

四万十市 人権啓発課

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10
TEL:0880-34-1111(代表)

<http://www.city.shimanto.lg.jp>